

目 次

第7回大宜味村議会定例会会議録（会期日程表）	1
第7回大宜味村議会定例会会議録（12月15日）	3
第7回大宜味村議会定例会会議録（12月16日）	9
第7回大宜味村議会定例会会議録（12月17日）	13
第7回大宜味村議会定例会会議録（12月18日）	17
第7回大宜味村議会定例会会議録（12月19日）	33
第7回大宜味村議会定例会会議録（12月21日）	39
第7回大宜味村議会定例会会議録（12月22日）	49
第7回大宜味村議会定例会会議録（12月23日）	103
第7回大宜味村議会定例会会議録（1月6日）	109
第7回大宜味村議会定例会会議録（1月8日）	113
第7回大宜味村議会定例会会議録（1月9日）	117

第7回大宜味村議会定例会会議録 (会期日程表)

開会 昭和56年12月15日

会期26日間

閉会 昭和57年1月9日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
12月15日	火	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第48号～報告第3号 提案説明
12月16日	水	本会議	午前10時	議案第48号～議案第53号 (資料収集) 現地調査
12月17日	木	本会議	午前10時	議案第48号～議案第53号 (検討)
12月18日	金	本会議	午前10時	議案第48号～議案第53号 (検討) 質疑
12月19日	土	本会議	午前10時	議案第48号～議案第53号 討論、採決
12月20日	日	休 会		
12月21日	月	本会議	午前10時	議案第54号～議案第55号 質疑、討論、採決 陳情第5号、陳情第8号、決議案第2号～決議案 第3号 質疑、討論、採決
12月22日	火	本会議	午前10時	一般質問

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
12月23日	水	本会議	午前10時	陳情第9号 質疑、討論、採決
12月24日	木	休 会		
12月25日	金	休 会		
12月26日	土	休 会		
12月27日	日	休 会		
12月28日	月	休 会		
12月29日	火	休 会		
12月30日	水	休 会		
12月31日	木	休 会		
1月1日	金	休 会		
1月2日	土	休 会		
1月3日	日	休 会		
1月4日	月	休 会		
1月5日	火	休 会		
1月6日	水	本会議	午前10時	陳情第10号～陳情第11号（検討）
1月7日	木	休 会		
1月8日	金	本会議	午前10時	陳情第10号～陳情第11号、陳情第1号（検討）
1月9日	土	本会議	午前10時	陳情第10号～陳情第11号、陳情第1号（検討） 決議案第4号～決議案第6号 採決 閉 会

第7回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 昭和56年12月15日

1. 開会、延会の日時

開 会 (昭和56年12月15日 午前10時00分)

延 会 (昭和56年12月15日 午後5時41分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	根路銘安昌君	税務課長	宮里盛順君
助役	新城繁正君	経済課長	仲村順三君
収入役	平良繁君	建設課長	古我知清君
教育長	宮城松一君	教育委員会 総務課長	大山岩昌君
総務課長	崎山勝正君	農業委員会 事務局長	金城利明君
厚生課長	稲福幸三君	書記	島田哲夫君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	山城保雄君	書記	前田孝君
------	-------	----	------

6. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第48号 大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例

日程第4 議案第49号 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第50号 昭和56年度大宜味村一般会計補正予算

日程第6 議案第51号 昭和56年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

日程第7 議案第52号 昭和55年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第8 議案第53号 昭和55年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 報告第3号 専決処分の報告について

7. 会議に付した事件

議事日程と同じ。

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

よって、昭和56年大宜味村議会第7回定例会は成立いたしましたので開会いたします。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、議長において4番山川保清君、5番平良実君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時24分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は本日から12月22日までの8日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は12月22日までの8日間と決定いたしました。

休憩いたします。

休 憩（午前10時25分）

再 開（午前10時59分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第3 議案第48号から日程第9 報告第3号までを一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（根路銘安昌君） 議案第48号、村営住宅建設に伴い管理運営を行なうに当り条例制定の必要があるため、この案を提出する。条文内容につきましては担当課から説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

議案第49号、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律（昭和48年法律第82号）及び同法施行令（昭和48年政令第374号）の一部改正に伴ない、本村条例も同様に改正する必要があり、この案を提出する。内容につきましては担当職員から説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

議案第50号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,681千円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,631,559千円とする。内容説明につきましては担当職員にさせますので、よろしくお願いいたします。

議案第51号、歳入歳出補正予算の総額は歳入歳出それぞれ80千円を追加し、総額145,440千円と定める。内容につきましては担当職員をして説明させますので、よろしくお願いいたします。

議案第52号、地方自治法第233条第3項の規定により、昭和55年度大宜味村一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。内容につきましては各課担当の方から説明させますので、よろしくお願いいたします。

議案第53号、地方自治法第233条第3項の規定により、昭和55年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。内容につきましては担当職員から説明させますので、よろしくお願いいたします。

報告第3号、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、昭和51年2月9日議会の議決により指定された沖縄県市町村非常勤職員公務災害補償等組合加入市町村等の増加を行なうため、同組規約の別表第1を別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告します。昭和56年11月7日に専決処分してあります。変更内容は南部広域行政組合の追加でございます。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時23分）

再 開（午後4時58分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

議案の補足説明が終るまで会議時間を延長いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、議案の補足説明が終るまで会議時間は延長されました。

休憩いたします。

休 憩（午後4時59分）

再 開（午後5時40分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後5時41分)

第7回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 昭和56年12月16日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和56年12月16日 午前10時00分)

延 会 (昭和56年12月16日 午後4時03分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 山 城 保 雄 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第2号）

日程第1 議案第48号 大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例

日程第2 議案第49号 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第50号 昭和56年度大宜味村一般会計補正予算

日程第4 議案第51号 昭和56年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

日程第5 議案第52号 昭和55年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第6 議案第53号 昭和55年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第48号から日程第6 議案第53号までを一括議題といたします。

おはかりいたします。

本日は議案に関する資料収集のため、現地調査をいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本日は現地調査をすることに決しました。これより出発いたします。

現地調査のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時02分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時03分）

第7回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 昭和56年12月17日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和56年12月17日 午前10時00分)

延 会 (昭和56年12月17日 午後3時26分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 山城 保雄 君 書 記 前田 孝君

6. 議事日程（第3号）

日程第1 議案第48号 大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例

日程第2 議案第49号 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第50号 昭和56年度大宜味村一般会計補正予算

日程第4 議案第51号 昭和56年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

日程第5 議案第52号 昭和55年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第6 議案第53号 昭和55年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

日程第1 議案第48号から日程第6 議案第53号までを一括議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後3時25分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後3時26分）

第7回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 昭和56年12月18日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和56年12月18日 午前10時00分)

延 会 (昭和56年12月18日 午後3時36分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	根路銘安昌君	経済課長	仲村順三君
助役	新城繁正君	建設課長	古我知清君
教育長	宮城松一君	教育委員会 総務課長	大山岩昌君
総務課長	崎山勝正君	農業委員会 事務局長	金城利明君
厚生課長	稲福幸三君	書記	島田哲夫君
税務課長	宮里盛順君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	山城保雄君	書記	前田孝君
------	-------	----	------

6. 議事日程（第4号）

日程第1	議案第48号	大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例
日程第2	議案第49号	災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例
日程第3	議案第50号	昭和56年度大宜味村一般会計補正予算
日程第4	議案第51号	昭和56年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算
日程第5	議案第52号	昭和55年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第6	議案第53号	昭和55年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第48号から日程第6 議案第53号までを一括議題といたします。

4番監査のため退場。（午前10時01分）

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前11時23分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

5番退場。

休憩いたします。

再 開（午前11時23分）

休 憩（午後1時08分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第48号の質疑に入ります。

発言を許します。

- 3番（山城宗喜君） 入居者選考委員会の構成はどうなっていますか。
- 村長（根路銘安昌君） 規則を作成して、運営までは選考しなければいかんと思いますが、現在のところまだ決めておりません。
- 10番（前田貞四郎君） 第6条の4号、これは村外に居住している人を指していると思いますが、村出身であるのか、或いは村出身でない者も含まれるのであるか。
- 建設課長（古我知 清君） 村内出身者村外出身者ということは言えないと思うんですが、例としましては、そこに職場を有しておりながら他部落から通勤していると、そしてそういう関係上そこで住宅が求められないがために、そういうことを指しているのではないかと思います。
- 13番（平良嘉清君） 第29条第2項、この場合には所得の伸びによって見直さなければならぬと思うわけですが、これは何年に1回見直す予定か。
- 建設課長（古我知 清君） 第26条に明記されております。
- 13番（平良嘉清君） それとは違うと思うんです。政令によりますと3年に1回の見直しとあるわけですが、どうですか。
- 建設課長（古我知 清君） 4項を見れば分かると思いますが、そこも違うようです。

ね。5項に、村長は収入基準超過があると決定された入居者については、収入基準超過がなくなり、又は収入が減少したと認めるときは、その旨を決定しなければならない。但し、当該決定により割増賃料の額の変動のないときは、この限りでない

○ 13番（平良嘉清君） これは条例の範囲内の調整であると私は考えています。だから金額を明記された以上は所得の伸びによっては変更はあり得ると思うがどうでしょうか。

○ 建設課長（古我知 清君） これは政令が変更されないと条例の変更はあり得ないと思います。

○ 13番（平良嘉清君） 法の5条には50戸に対して公共施設を建てなければならないとあるわけですが、公共施設についてはこの地域には造る予定ございませんか。

○ 建設課長（古我知 清君） 現在その地区には20戸の予定でございまして、政令でいう公共施設には基準に合いませんので公共施設は今のところ考えておりません。

○ 13番（平良嘉清君） 公営住宅と特別措置法との絡みはありませんか。

○ 村長（根路銘安昌君） 特別措置法とは関係なからうかと思えます。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第49号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第50号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 10番（前田貞四郎君） 農林水産業費県補助金、加工原料用パイン生産出荷事業補助金

として9,876千円計上されていますが、支出の農業振興費で11,110千円の内国県支出金が9,548千円となっていますが、どうして数字が違うのですか。

○ 経済課長（仲村順三君） これは歳入のパイン優良系統種苗供給促進事業が328千円減になりましたので、これを国県の支出金の中から減じて、減じた分を一般財源に加えておりまして、予算上の操作でそういう数字になっています。

○ 10番（前田貞四郎君） そうしますと、一般財源から出る補助金はキロ当たりいくらになるわけですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 村から上積みするのはキロ当たり50銭となります

○ 10番（前田貞四郎君） キロ当たり50銭と聞いているが、数字が合わないものですから、県補助金で4円、村から50銭というと、これからしますと65銭程なりはしませんか

○ 経済課長（仲村順三君） 一般財源の1,562千円というのはパイン加工原料出荷補助金だけでなく、農業振興費のものも含んでこういう数字になっておりまして、村が負担するのはあくまでも2,469キロの50銭ですので1,234千円となります。

○ 9番（松島重克君） 商工費県補助金に新しく心豊かなふるさとづくり事業とありますが、この事業はどういうものであるのか。

○ 助役（新城繁正君） この事業につきましては、県観光部の指導課の主管の事業のようでございますが、私共が指導を受けました名称といたしますか、クリーン、グリーン、グレイシャス、きれいに、みどりに、親切ということで、この運動を目下市町村で組織を作って展開しようということで、県では予算措置がされているということでその受けざらがないと困るということで、なるべく各市町村に組織を作ってほしいということで、実は前から指導を受けているわけですがその趣旨等について十分勉強しなかつたので資料等を見まして本村においてもその運動は県と歩調をそろえてやるべきだという結論に達しまして、今回補正をお願いしているわけです。

○ 9番（松島重克君） 3つの要素を持った運動をなさろうということですが、事業を行なうからにはそれなりのお考えがとおりだと思います。具体的にどういふ運動をなされる考えですか。

○ 助役（新城繁正君） 議決が得られましたならば今月中にも組織化いたしまして、組織が出来た段階で県の指導等、或いは先進地域がございますのでそういう地域を勉強して具体的に村の運動を決定していこうというふうな心づもりで思っているわけです。

○ 9番（松島重克君） 先進地域では具体的にどういふことが行なわれていますか。

○ 助役（新城繁正君） 佐敷町が県内では先行しているという情報を聞いていますが、職員は佐敷町の催しの中に参加しておりますので、説明を聞きますと、例えば緑化運動をした

りハブ対策も折り込んでいこうというようなことで、グレイシャスが入っていますが、これは沖縄県は観光立県であるということも含めまして親切心を向上させようということです。

こういうものを折り込んでいるようですが、具体的には資料不足です

○ 13番（平良嘉清君） 農業総務費に農業共済事業調査報償費が計上されていますが、どのような事業であるのか。

○ 経済課長（仲村順三君） 家畜共済とさとうきび共済、パイン共済とありますが、この共済事業の報償費というのは、例えば、さとうきびが共済に加入してないのが相当ありますが、加入を奨励する場合に主に区長達が担当していますが、区長達に加入奨励に当たった場合に報償費としてやろうということです。

○ 13番（平良嘉清君） 具体的にはどのような線で進めるのか。

○ 経済課長（仲村順三君） この事業を推進するために極力関係農業者が共済組合に入った方がいいということで、今までも奨励をして来たわけですがなかなか加入者の数が少なく、共済事業をピーアールし多くの加入者を奨励していこうという考え方であるので、区長達が奨励した加入率によって報償金は割り振りされていくのではないかと考えています。

○ 13番（平良嘉清君） 加入率が低いのは何かという根本的なものをしないとこの問題は進展しないと思うんです。それについてどのような考えを持っているか。

○ 経済課長（仲村順三君） 村として推進協議会を先月だったと思います組織して推進員を各部落に1名お願いしてありますがその推進員を通して農家に組織のあり方を説明やっってもらうということ、或いは部落懇談会を持つ場合に郡共済会から職員の派遣依頼をして説明に当たるとい話し合いを進めております。

○ 13番（平良嘉清君） 3つの共済事業を1人でやるということであるのか。それとも作目毎に推進員を決めるのであるか。

○ 経済課長（仲村順三君） 共済の該当する作目については総てその推進員でやっってもらうということに話し合いを進めています

○ 13番（平良嘉清君） そうすると各目毎に資料は整えているということですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 資料については推進協議会の中で郡共済組合から渡していません。推進員の方も十分理解してない向きもありますので、これから極力郡共済組合との連絡を密にして指導に当たっていきたくと思っています。

○ 10番（前田貞四郎君） 林業振興費の大宜味、東域林業振興特別対策事業とありますが、この事業の内容を説明していただきたいと思います。

○ 経済課長（仲村順三君） これは東村は東村で、本村は本村でそれぞれ事業を行なうべく県との調整の段階で、本村の場合はしいたけの施設、種苗ほ、或いは緑化木の苗ほの施設

整備、そして村の要望として熟滞果樹の施設も出して県と調整中であります。

○ 9番（松島重克君） 一般管理費の給料の説明時におきまして、これは職員配置替えのためにこういう補正をやったんだという説明がございましたが、その説明によりますと保母が改善センターの用務員に配置替えになったということではありますが、これは採用時に既に免許を持っておらないということはお分かりだったと思いますが、その時点で条件付き採用でもされていたのか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 塩屋保育所に無資格者を配置したわけですが、条件は付けておりません。

○ 9番（松島重克君） そうしますと保母という職種で採用されたわけですか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） この職員は第1へき地保育所の保母をしていたわけですが、当時へき地の場合は無資格者が2人おまして1人はどうしても有資格者を入れないと出来ないということで、その頃塩屋保育所も県の指導でフリー保母を配置するようになっておりましたから1か年だけは県の方に何とか許してもらいたいということで配置していました。

○ 9番（松島重克君） 採用時で保母という職種で採用されているわけですので、今の時点で改善センターの用務員に配置替えするというのは理解出来ないわけです。当然本人も了解して配置替えに応じておられるだろうとは思いますが、その心中は隠やかでなかったらうと思いますよ。配置替えの時点で何か条件がついていますか。

○ 総務課長（崎山勝正君） これは塩屋保育所にいる時から担当課長から保母の資格を取るようという指導をしていたようでございますが、受けなかったということでございます。そして配置替えの時には条件は付けてないです。

○ 9番（松島重克君） 今後免許を取得した時点においては考慮する考えがあるのかないのかをお聞きしたいわけです。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 塩屋保育所にいる場合に免許を取るように督促していたわけです。実際には喜如嘉のへき地保育所時代4年前程からへき地保育所はいずれ廃止されるから資格を取りなさいと督促したわけですが、本人達は自信がないということで受けてないわけです。ですから、おそらく今後資格を取ろうという考えはないだろうと思っています。

○ 9番（松島重克君） そういう方が出て配置替えになってケリはついているんですが、塩屋保育所は有資格者で定員を埋めるというのが当初の方針だったと思います。その中に無資格者を入れたということは当時からそういうことは分かっていたわけですから、その時点で本来ならば条件を付けるなり将来の処置を考慮しておかなければいかなかったわけです。ところが条件は何もつけてないということでしょう。条件も何もつけてなければその方の将来について当局はやはり十分に配慮すべきであったと思います。配置替えに応じておられるか

ら了解はされておられると思いますが、自分の立場に振り返って考えてみなさい。保母というのは先生と呼ばれているはずで、用務員に配置替えになったと、これは本人の心の中いかにばかりかと思えますよ。こういうことがないように当局は採用時に誤らないようにしなければいかんと思えますがどうですか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 確かにご指摘のとおりでございまして、本人は降格になったと思っていると思いますが、採用時点での配慮が行き届かなかったことはご指摘のとおりでございまして。但し、3年程前から村は試験制度を採っておりますので現在においては十分配慮をしているつもりですが、過去においてはそういう配慮が欠けていたと、今後気を付けます。

○ 3番（山城宗喜君） 一般管理費に沖縄国際交流財団負担金が計上されていますが、この財団の内容についてお伺いします。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後1時51分）

再 開（午後1時56分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 総務課長（崎山勝正君） はっきり申し上げまして私等もその内容は分からないわけですが、と申しますのは理事長が県知事となっていますので出損依頼という文書でもちまして負担金の計上方の依頼があるわけですが、その文書の中味におきましては町村会で出損金については確認してあるから貴村も計上してくれという形で来ているわけですが。

○ 3番（山城宗喜君） 只今の答弁によりますと財団の内容を掌握してないということですが、予算に計上するからには十分内容を掌握すべきと思えますがどうですか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 確かに内容を掌握して予算計上すべきかと思えますが、町村会で確認しているということではありますので、それで私等も町村会に電話を入れまして問い合わせしたわけなんです、町村会としましては町村会で決定しているのではという返事しかもらっていませんので、これは義務的なものかなあとということで計上したわけですが、以後十分掌握しまして計上したいと思えます。

○ 9番（松島重克君） 財産管理費の委託料にホール改造設計委託料が計上されているわけですが、当初予算ではなかったわけですが、これから見ると57年度早々改造をやるので設計だけは手回し良く先にやっておこうというようなお考えですか。

○ 総務課長（崎山勝正君） おっしゃるとおりでございまして。

○ 9番（松島重克君） 15節と18節は全額補正減となっているわけですが、話を聞きますと議会には何等話がなかったということですが、当然当局に予算の編成権がありますので補

正するのは可能であるわけですが、しかし議会の方にもそういう話を多少流しておった方が良かったのではなからうかと思われる節がありますし又、話もせず急がなければならなかった要件があったのかどうか。議会としては本年度中に改造されて議場も移るんだと、或いはどのような配置にすればいいかということも話し合ったりしたこともあるわけですが、これがこういうように変わったということでもいろいろ疑問が出ているわけですが、何の話もしないで急きょ変更しなければならなかった要件があるならばお聞かせ願いたいと思います。

○ 総務課長（崎山勝正君） 確かに議会の方と調整してなかったのは遺憾に思っていますが、急きょ変更ということよりかこれから設計して工事するにおいて時間的に足りないんじゃないかということから補正減にしまして57年度予算で組みまして4月から施工出来るように、なるべくなら6月議会は新しい議場ででも出来るようにという考えを持っています。

○ 9番（松島重克君） 私はこの予定が変更になったのは村の財源の都合ではないかと感じていたわけですが、今の答弁によりますと時間的な制約に追われてという意味の答弁だったと思います。この予算は当初予算に組まれていたはずですが、今頃になって時間的に余裕がないので57年度にもっていくのはおかしいのではないかと思います。どうですか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 改造する段階に来まして職員にも案をお願いし、そして議会にも案をお願いして来たわけですが、この案が出て来たのはつい最近になりまして時間的に間に合わないのではないかとということでこのような形になったわけです。

○ 9番（松島重克君） 年内に行なう村の事業、これから入札してやっているところもあるでしょう。それからすると時間的な制約というのはどうかと思うんですよ。特に当初予算に組まれている事業計画が今頃になって時間に追われて出来ないと、これは答弁としてはおかしいわけです。じゃあ、金はあるが時間がないということですか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 財源のかかわりないでもないです。皆さん方の希望するものを造ろうと思うんでしたらこの財源では足りないということもありまして、皆んなが見て立派な議場だといわれるような希望もありましてこのような形になったわけです。

○ 9番（松島重克君） 今の答弁からしますと、あなた方村の財源をもっと効率的に使わなければいかんですよ。1千万円近い財源を今頃になって時間に追われて出来ないと、そういうことは当初予算を組む時点で検討しなければいかんでしょう。そういう考えがもっと先に出ておれば有効に使われていたと思いますよ。この事業計画はずさんな計画であったと言わざるを得ないわけです。それと先程の議会に話をしておくべきであったんじゃないかというのは、議会費に組まれている備品購入費はそのままになっているでしょう。442,400円は議場が変わるためにその用具を購入しようという計画の基に計上されている予算ですよ。

入れる所がないのに備品だけ買えますか。

○ 総務課長(崎山勝正君) 確かにこの予算もむだになったような気がするわけですが、これは次年度において有効に使ってもらうようお願いしたいと思っています。

○ 9番(松島重克君) 予備費は補正されまして3,255千円という数字が出ているわけですが、ベースアップを含めた人件費の増額補正が予想されるわけですが、3,255千円ではたしてそれを含めた考えがあるのかどうか疑わしいわけです。これで賄いきれるのかどうか

○ 助役(新城繁正君) 新聞報道等いろいろ情報が流れていますが、給与改善につきましては国や県等の機関から注文がつけられまして慎重に対処せよということ等もございまして、この件については組合との間にはまだ合意を見ることが出来ませんので今回の議会にはその関係の条例等は提案されていないわけですが、この予備費は期末手当の30%の改善の時に長と組合との間で前年度の率を上回る補償をするという約束がございまして、それにいたしましても400万から500万円はかかると見ているわけです。この約束を果すためには予備費では間に合わないということで、12月に特別交付税の配分があるということでございまして、それを目処にしてこれからの給与改善は考えていきたいと思っているわけでございます。

○ 9番(松島重克君) おっしゃるように3,255千円では到底予想される人件費の改善は無理だと思います。交付税をあてにされているようですが、これもはたしてどうなるかわからないでしょう。そうしますとこの人件費の捻出のために予定されている事業の縮小、或いは変更されはしないかという懸念があるんですが、そういうことは予測されないかどうか。

○ 助役(新城繁正君) その点につきましては昨年までの実績等を踏まえまして、人件費の確保のために計画された事業を変更するかということについては今考えておりません。十分対応出来ると思っているわけです。

○ 9番(松島重克君) 人件費に回すために事業の圧縮はないということですが、しかし、圧縮してもこの金が人件費に回ったのかどうか我々判定出来ないわけです。

交付税で何とか出来そうだということですが、予算の計上の仕方としては出来そうだという見通しのあるものは予算に計上しておかなければいかんはずですよ。でないと隠し財源でないかと言わざるを得なくなるんですがね。だから当局は隠し財源があるから3,000千円余りの予備費で何とか大丈夫だと、こういう取り方もあるんですよ。言い方を変えれば当初予算の編成時に見通しがあまかったと、当然ベースアップ等はあるんだという考慮に入れた予算の編成がなされなければいかんわけですが、現在の3,255千円では当然だめだとはっきりしておるわけですから、それを事業圧縮しないで大丈夫ですと言うようなお答えが出ますと、隠し財源をお持ちだなあということになるわけです。こういうものの考え方は今後は是正しなければいかんと思いますがどうですか。

○ 助役（新城繁正君） 確かに財源確保の見通しについてあまさがあつたと我々も認めているわけですが、特別交付税の配分が分かれば次の補正で財源確保というものを考えていこうということでございます。

○ 13番（平良嘉清君） 林業振興費の賃金175千円減額されていますが減額理由についてお伺いします。

○ 経済課長（仲村順三君） 当初は本村で事業を実施するというので計上していましたが、国の方針で東村と2か村で一地域としてやるということで、両村の協議会を結成しましてやることになりましたので、減額いたしています。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議安第51号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時23分）

再 開（午後2時50分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第52号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 9番（松島重克君） 村税関係についてお伺いいたします。当局からいただいた資料から見ますと、村民税の未納が60件固定資産税が47件、軽自動車税20件、特別土地保有税12件、

計139件、金額にしまして6,277,723円という数字が出ているわけですが、各税につきまして滞納理由、或いは何故滞納という現象が出ているのかご説明をお願いいたしたいと思
います。私が今申し上げたのは9月10日現在のものですが、新しく12月15日現在のものが出
ているようです。どちらでも結講です。

○ **税務課長（宮里盛順君）** この件数は同一人が5年滞納しておれば5件というように件
数を出しておりますので、そのように理解していただきたいと思います。

村民税は50件ありますが、殆んどが青年であります。その中には1月1日現在を賦課基準
としますので、途中で出かせぎや村外転出したりという状況が大分であります。そういうも
のを追跡調査をして督促催促をやっているような状況であります。中には1人で20万円もあ
る人がおりますので、残りはわずかづつでありますがなかなか両親がおっても子供達にこう
いう習慣を植えつけるために両親も本人から取ってくれという状況でありまして、これから
その面の調査をして努力したいと思っています。

固定資産税は42件で2,064,630円となっておりますが、滞納者2人で150万円程ありますが、
督促をやりその中には保全措置をしているのもあります。この税は村外の人が殆んどであり
まして追跡調査をやっている状況でございます。

軽自動車税は15件、25,410円となっております。これは賦課当時に所有していたが他に
売って名義変更してない等で納税者が渋ったりしている状況であります。説得をして納税
するように督促をしているわけであります。

特別土地保有税は村全体の滞納の半分以上になっております。9件で2,565,700円でありま
すが、実際の滞納者は2名であります。その内1件は相続問題で複雑な問題がありまして、
相続者が当地と本土にいる関係うまくいってないようであります。ところが差し押えして
いたのが解決しまして決算後2,270,700円は入って1件は全部解決しております。

○ **9番（松島重克君）** ここ2、3年の状況を見まして滞納は減少の現象にあるのか、或
いは増加しておるのか。

○ **税務課長（宮里盛順君）** 近年徴収状況は横ばい状況であります。但し、特別保有税に
おいてはこの決算までは悪かったのであります。今年になって大分前向きに向上しており
ます。滞納の方はこの決算額からしますと横ばい状態ではありますが、今年は落ちております。

○ **9番（松島重克君）** 12月15日現在の資料からしますと件数で116件、金額にして
5,202,543円となっているわけですが、500万円余りというのは本村財政にとってかなりのも
のだと思うわけですが、56年度中にどのくらい納入させることが出来るかという見通しをお
持ちであればお聞かせ願いたいと思います。

○ **税務課長（宮里盛順君）** 現在まで出来るだけのことはやったのであります。今後賦

課事務の余暇を利用して文書、又は機会をつくって督励などをしまして、決算までに10%程度でも徴収率を上げていきたいと思っています。

○ 10番（前田貞四郎君） 学校建設費の17節に523,374円の不用額となっていますが、これはどういうことですか。

○ 教育長（宮城松一君） 議会にも実績報告が出ていると思いますが、これは5筆で1,502,89平方メートルを買入する予定にしていたわけです。売買契約は済ませたんですが1筆だけ名義人が故人になっている関係で長男と売買契約をやったわけです。売買契約の時点で登記完了後に代金は支払うという契約の関係で、未だに移転登記やってないわけです。子供達が2人外国にいる関係で手続きが難かしくてやってないという関係で不用額になっています。

○ 9番（松島重克君） 今の件でお伺いしたいんですが、売買契約はしたが登記出来ないと、それで不用額が出たという説明でありましたが、買収して名義の書き換えが出来ないということで不用額が出たということですね。

そうしますと、名義の書き換えが出来ないために買収出来なかったのに売買契約が出来たというのはおかしいということが出るんですがね。どうですか

○ 教育長（宮城松一君） 契約の時点で亡くなったお父さんの名義になっているものから、工事は早急にやらなければいかんものですから、どうせ長男の方に故人の遺産は相続するのかと言ったら、当時からやるつもりでいたがなかなか出来ないということでしたので、どうせ名義変更をするということですので長男と契約だけは交わしておこうと、そして工事やって差し支えないということまで契約の条項で話し合ってきたわけです。だから法的に人の名義のものを契約するということはどうかと思いますが、そういうことまで考えてなくて契約を結んだわけです。

○ 9番（松島重克君） 実際上は今おっしゃったとおりで正直な答弁だと思うんですが、しかし、法律を踏まえた場合は不備が多いということですね。その売買契約というのは効力を持たない。相続権を持つ人から異議が出た時はお困りになるということですね。公共団体が行なうそういう土地買収に当ってはそういう面も十分考慮して手違いのないような方法を採るべきでないかと思うわけですがね。長男がという話がございましたが、確かに習慣からそうなるとは思いますが、しかし、現在の法律からしますとあなたが長男が総てを相続するとは限らない。子供は総て同等の相続権を持っているということになりますので、その辺はやっておりますのであれですが、しかし、完全に終わっておりませんので何時どういう事態が起るか分かりませんので、何等かの対応策を講じておかなければいけないと思いますが、でないと相続権を持つ1人の方であっても異議が出た場合には当局がお困りになるのではない

かと思いますが、その辺配慮が必要でないですか。

○ 教育長（宮城松一君） 長男とは連絡を取りながらやっています。子供達の承諾書を全部外国からも取り寄せて手続き中ですので、近々名義変更が出来ると考えております。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第53号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 9番（松島重克君） 当局から出されています56年9月1日現在の資料のようでありませんが、滞納が61件、2,347,190円という数字が出ています。これ等の数字について当局が把握されている状況をご説明願いたいと思います。

○ 書記（島田哲夫君） 4月1日の滞納繰越分が24件ですが、52年1件41,520円、53年度5件、237,590円54年度18件、734,320円となっています。55年度の43件は1,438,550円、12月10日現在30,980円収入済みです。

○ 9番（松島重克君） ご存知のように村税関係で高額な金を住民が出すのは保険税であると、これの納入についてはかなり無理をするところもあるようです。こういう滞納が出るということはどういう理由が主ですか。

○ 書記（島田哲夫君） 差し押え通知を出しているのもありますが何の反応がないのもありますが、実施の作業を進めているのもあります。中には確かに生活がいっぱい納めるのは大変だろうなあというのもあります。中には事業もしているし金の回りもいいのではないかと思う家庭もあります。

○ 9番（松島重克君） 滞納の場合に気になるのは滞納者がどういう職業であるのか、或いは家族構成はどうであるのかということですが、その辺ご存知であればお聞かせ願いたいと思います。

○ 書記（島田哲夫君） 滞納額の多いのは事業をしている方が多いです。

事業しているのはそれなりに所得も申告されていますので額も多くなりますので、その分滞納も多くなっています。中には子供が沢山いて払うのが大変だということもあります。

○ 9番（松島重克君） 滞納者は次々積み重なって来るのではないかと思うんですが、

徐々にでも納税しているのかどうか。

○ 書記（島田哲夫君） 分割で徴収したりしてしています。

○ 9番（松島重克君） 納税するのは到底無理だということで滞納が累積してどうにもならんという状況の方もおられますか

○ 書記（島田哲夫君） 絶対だめだということは今のところないです。分割で納めたりはしています。

○ 9番（松島重克君） そういう方々の保険の利用度はどうですか。

○ 書記（島田哲夫君） 滞納している方で医療保険手帳を使用している方もおりますし、使われてないのもおります。

○ 9番（松島重克君） これ等の滞納が入ることによって国保の運営もやり易くなると思うんですが、56年度の収入見込みをお持ちであればお聞かせ願いたいと思います。

○ 書記（島田哲夫君） 現年度分で95%から96%を見込んでいます。

滞納繰越分では実質的には30%程度になるかも分かりませんが、一応目標として40から60にしています。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩（午後3時28分）

再 開（午後3時35分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後 3 時36分)

第7回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 昭和56年12月19日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和56年12月19日 午前10時00分)

散 会 (昭和56年12月19日 午前11時45分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	9番議員 松 島 重 克 君
2番議員 平 良 真 光 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	11番議員 前 田 福 正 君
4番議員 山 川 保 清 君	12番議員 東 武 郎 君
5番議員 平 良 実 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
6番議員 福 地 善 雄 君	14番議員 親 川 富 二 君
7番議員 山 川 正 行 君	

3. 欠席議員 (1名)

8番議員 崎 山 喜 弘 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 山城保雄君 書記 前田孝君

6. 議事日程（第5号）

日程第1 議案第48号 大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例

日程第2 議案第49号 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第50号 昭和56年度大宜味村一般会計補正予算

日程第4 議案第51号 昭和56年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

日程第5 議案第52号 昭和55年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第6 議案第53号 昭和55年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第48号から日程第6 議案第53号までを一括議題といたします。
休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時02分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第48号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第48号 大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

- 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第49号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第49号 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

- 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第50号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号 昭和56年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第51号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第51号 昭和56年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第52号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第52号 昭和55年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第53号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第53号 昭和55年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

休憩いたします。

休 憩（午前10時06分）

再 開（午前11時44分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

以上をもって本日の日程全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会（午前11時45分）

第7回大宜味村議会定例会会議録

(第6号) 昭和56年12月21日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和56年12月21日 午前10時00分)

散 会 (昭和56年12月21日 午後4時56分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	9番議員 松 島 重 克 君
2番議員 平 良 真 光 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	11番議員 前 田 福 正 君
4番議員 山 川 保 清 君	12番議員 東 武 郎 君
5番議員 平 良 実 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
6番議員 福 地 善 雄 君	14番議員 親 川 富 二 君
7番議員 山 川 正 行 君	

3. 欠席議員 (1名)

8番議員 崎 山 喜 弘 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 根路銘 安 昌 君 建設課長 古我知 清 君
経済課長 仲 村 順 三 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 山城 保 雄 君 書記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第6号）

日程第1 議案第54号 白浜地区ほ場整備工事請負契約について

日程第2 議案第55号 喜納線改良舗装工事請負契約について

日程第3 陳情第5号 砂糖政策、制度の見直し及び甘味資源農業の振興に関する要請

日程第4 陳情第8号 地域の公共交通確保に関する請願

日程第5 決議案第2号 砂糖政策、制度の見直し及び甘味資源農業の振興に関する要請決議

日程第6 決議案第3号 地域の公共交通確保に関する要請決議

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時08分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第1 議案第54号及び日程第2 議案第55号を一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

- 村長（根路銘安昌君） 議案第54号、本件については議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要しますので提案いたしているわけです。よろしくお願いします。

議案第55号、本件についても議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要しますので提案いたしているわけです。よろしくご審議の程お願いいたします。

- 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時12分）

再 開（午前10時39分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

13番入場。

- 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時39分）

再 開（午後1時29分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第54号の質疑に入ります。

発言を許します。

- 9番（松島重克君） 随意契約に至った経過についてお聞きいたします

○ 経済課長（仲村順三君） 去った12月15日に9社を指名して入札に付したわけですが、落札しないので9社の内2社以外殆んど入札額がそれ以下に落とせないという状況にありまして、5回入札しましたが落札がなかったので2、3日検討させてもらいたいという要望もありましたので、その見積りが予定価格以下に落札しましたので随契するような段取りをし

ました。

○ 9番(松島重克君) この契約金額は当初予算から少しオーバーしているわけです。これは委託設計料から浮いてくるという見積りですか。

○ 経済課長(仲村順三君) 当初の計画としましては予算書にあるように計上していたわけですが、県との調整の段階で工事内容が大分変更になりまして当初の計画より金額がオーバーするような事業の内容になりましたので、足りない分を調査設計委託費から流用して充当しています。

○ 9番(松島重克君) 調査設計委託料は当初8,600千円となると約20%ぐらいということになりますね。普通、設計委託料はいくらぐらい見込むものですか。

○ 経済課長(仲村順三君) 調査委託設計を委託しまして、その調査委託設計に出て来た金額が当初計画していた調査費より余ったので流用して来たということです。

○ 9番(松島重克君) そうしますと実際には調査委託料はいくらだったんですか。

○ 経済課長(仲村順三君) 実施設計が比率としましては約5,57%ぐらいです。額については予定価格と同等でありますので公表を控えたいと思います。

○ 9番(松島重克君) 当初8,600千円組まれて調査設計委託料ははっきりしているのではありませんか。これは秘密にしなければいかんわけですか。

○ 村長(根路銘安昌君) 予定価格の公表につきましては上級官庁からやっついていかないという指導もございます。

していかないという指導を受けている担当課の方から説明させます。

○ 9番(松島重克君) 調査設計委託料は既に終わっているから工事請負が議案として表われているんでしょう。これからのものであれば秘密でもあるかも分かりませんが終わっているものんでしょう。当初予算よりも上回った分が委託料から流用されるのではないかというようなことで、当初予算で8,600千円組まれている、これがどのぐらい経費がかかっているのかということで当然疑問を持つのが当然なんですね。もう請求書あたりは出ているんでしょう。そうしますと監査でも出て来るでしょうし、或いは決算でも出て来るでしょうし、場合によっては100条調査権を発動することもあるんですよ。何も設計委託料の当局の予定価格をおしえなさいということではないんですよ。

設計委託料にどのくらい経費がかかりましたかとどのくらい余ってこれから800千円は流用されているなあというところを知りたいわけです。これは秘密にならん問題ではないですか。発注してかかった費用はどのくらいかということなんです。

○ 建設課長(古我知 清君) 先程の質問において設計額を聞かれていたものですから設計額と予定価格が同額であると、発注額においては公表しても差し支えないわけです。発注

額は既に済んでいることですのでそれは公表出来ます。

○ 経済課長（仲村順三君） 発注額は3,000千円です。

○ 9番（松島重克君） 当初におきましては20%見積られておりますね

だからこういう委託料の発注につきましてもある程度の基準は補助金との関係でないかどうか。

○ 経済課長（仲村順三君） 一事業において事務費、工事費、ある程度の比率としてはございます。予算計上の率は約6%から7%程度を見積っています。

○ 9番（松島重克君） 6%から7%ということですが、8,600千円は約20%になるでしょう。これは見積りがあまかったのではないですか。予算の効率的運用ということからすると考えさせられる点があるのではないですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 8,600千円の委託料は工事設計の委託料だけでなくして換地費等もこれから出て来るわけです。

○ 9番（松島重克君） 当初予算の説明におきましては調査設計委託料という説明を受けたと思うんです。予算書にはそういうようになっているわけです。当局の説明不足であったのではないかと思いますかどうか。

○ 経済課長（仲村順三君） その委託料については予算書を見ても設計委託料としか説明になってないので、私共の説明不足になるかと思えます。

○ 9番（松島重克君） こういう工事関係が最近非常にマスコミに取り上げられまして言われているわけですが、入札に当りまして4、5回も繰り返して落ちない場合は随意契約というのが当局の方針であるのか。

○ 建設課長（古我知 清君） 現在までの入札執行の仕方から申し上げますと、入札は5、6回、或いは繰り返す場合は10回も入札させております。入札の拒否権を業者が行使しない限り入札を続行するというようにやっておりますが、見積り期間がなかったとかで再度見積りさせてくれと要求が出た場合に、そして他の業者はこれ以上入札には応じられないと入札を拒否される場合は再度見積りをお願いするとなりますと、今度はこれで入札の執行を中止するというにしまして、随意契約の手続きを採りまして、そして見積り要求のあった業者に再度見積り書を提出させるという方法を取っているわけです。それでも応じない場合は再指名という形を取っているのが本村の行なっている入札の状況でございます。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第55号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 9番(松島重克君) 契約金額が41,000千円、当初予算は64,000千円、かなりの開きがあるわけですね。この事業は変更があったのかどうか。

○ 建設課長(古我知 清君) 起債額の内示に合わせて設計をして来た関係上予算との差がついています。更に追加内示が来ますと追加して工事は進めなければいかんのではないかと考えています。

○ 9番(松島重克君) この委託料はどれぐらいかかっていますか。

○ 建設課長(古我知 清君) 5,100千円です。

○ 議長(玉城一昌君) 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩 (午後2時20分)

再 開 (午後2時24分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第54号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第54号 白浜地区ほ場整備工事請負契約について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第55号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第55号 喜納線改良舗装工事請負契約について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後2時25分)

再 開 (午後2時50分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程第3 陳情第5号を議題といたします。

本件に関し経済建設常任委員長の報告を求めます。

○ 経済建設常任委員会委員長(平良嘉清君) 去った10月13日に経済建設委員会に付託されました案件についてご報告申し上げます。

昭和56年10月13日招集の第5回臨時会において、閉会中の継続審査の付託を受けた陳情第5号について、昭和56年10月19日午後2時から委員会を開き、提出者から説明を聴取の上、委員から質疑を行ない、その結果本陳情は全会一致で採択すべきものと決定いたしましたから報告します。

審議の内容でございますが、項目の4に消費者というのをつけ加えても趣旨には差し支えないので消費者代表というのを加えてもいいという陳情者の話がありましたことをつけ加えて報告いたします。

○ 議長(玉城一昌君) 只今の委員長報告に対する質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第5号 砂糖政策、制度の見直し及び甘味資源農業の振興に関する要請について採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、陳情第5号は採択されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後2時53分)

再 開 (午後3時15分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

只今、全員発議により決議案第2号 砂糖政策、制度の見直し及び甘味資源農業の振興に関する要請決議が提出されています。

この際これを日程に追加し、先議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、決議案第2号は日程に追加し、先議することに決しました。

日程第5 決議案第2号を議題といたします。

おはかりいたします。

本決議案は全員発議でありますので質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより決議案第2号 砂糖政策、制度の見直し及び甘味資源農業の振興に関する要請決議について採決いたします。

本決議案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本決議案は原案どおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩（午後 3 時16分）

再 開（午後 3 時18分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第4 陳情第8号を議題といたします。

おはかりいたします。

本陳情については質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑は省略されました。

これより陳情第8号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第8号 地域の公共交通確保に関する請願について採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本陳情は採択することに決しました。

休憩いたします。

休 憩（午後 3 時19分）

再 開（午後 3 時59分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

只今、全員発議により決議案第3号 地域の公共交通確保に関する要請決議が提出されています。

この際これを日程に追加いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

- 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、決議案第3号は日程に追加されました。

日程第6 決議案第3号を議題といたします。

おはかりいたします。

本決議案は全員発議でありますので質疑討論は省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

- 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより決議案第3号 地域の公共交通確保に関する要請決議について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後4時00分)

再 開 (午後4時55分)

- 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

以上をもって本日の日程全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会 (午後4時56分)

第7回大宜味村議会定例会会議録

(第7号) 昭和56年12月22日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和56年12月22日 午前10時00分)

散 会 (昭和56年12月22日 午後7時43分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	根路銘 安 昌 君	経 済 課 長	仲 村 順 三 君
助 役	新 城 繁 正 君	建 設 課 長	古我知 清 君
総 務 課 長	崎 山 勝 正 君	払 下 げ 調 整 委 員 長	金 城 保 明 君
厚 生 課 長	稲 福 幸 三 君	技 手 補	金 城 秀 善 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	山 城 保 雄 君	書 記	前 田 孝 君
---------	-----------	-----	---------

6. 議事日程（第7号）

日程第1 一般質問

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。
休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時09分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
7番退場。
休憩いたします。

休 憩（午前10時09分）

再 開（午前10時15分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
日程第1 これより一般質問を行ないます。
通告順により発言を許します。

- 9番（松島重克君） 過日議会から村内調査を行った時点で塩屋の舟揚げ場を見たわけですが、現在の状況では舟の揚げ降しに絶えず支障があるという話が出ておりますので片方に砂を寄せてありますのでその時点はいけそうではありますが、すぐに土砂が溜って揚げたり下げたりが難しいというのが実情のようですが、そういう実情を当局は掌握されておられますか。

- 経済課長（仲村順三君） 舟揚げ場の土砂が施設内に滞積したり除去したりの実情については承知しています。

- 9番（松島重克君） 実情を分かっておられるようでありますが、こういう状況がずっと続くようでは利用する方々が困るのではないかと思うんですね。常時村が土砂の除去をやられるんならいいわけですが、そうは出来ないでしょう。この問題につきましては舟揚げ場が出来た時点でも申し上げたつもりなんですがね。出来た当初からそういう状況が出ていると、その時の答弁は調査して検討しましょうということをおっしゃっておられたわけですが、どうもそれがなされているかどうか不明であります。

こういう状況につきまして水産業者あたりとじっくり話し合いがなされているのかお伺いします。

- 経済課長（仲村順三君） このことにつきましては関係している水産業者と現場で何回か話し合いはしております。ところが抜本的な対策を講じるには専門的な分野もありまして

苦慮しているところでありますが、県にもその実情を説明して要請はしてあります。善処方をです。

○ 9番（松島重克君） 先程も申しあげましたように、これは舟揚げ場が出来た時点でこういう事態が出ているということを議会で質問しているわけなんですよ。その時点で調査検討しましょうと、あれから相当の時間が経過しているわけなんですけどね。今の答弁では県の方ということではありますが、県が早く適切な措置を採るなら別であります、出来た当初からですからかなりの時間が経過している。今頃もたもたしているということは少し納得がいかないわけです。調査検討しようということであったからかなりその対策が考えられているのではないかと考えているわけですから、その辺当局は今まで何をされたかということになりますよ。これについて関係業者はどう言っておりますか。

○ 経済課長（仲村順三君） 関係業者との話し合いの中では、何とか土砂の滞積を防ごうと話し合いはしているんですが、どういう方法で防止するかという問題になると専門的な分野になりまして、対策をどういうふうにするということについては先程も申しあげましたように苦慮しているところでごさいます、いかなる方法で防止策を講じるかということについてあるコンサルタントに調査を依頼したわけなんです、県の局改事業にのせるように、のせるための前準備としてコンサルタントにお願いをしてやったんですが、県から本村の局改については検討が必要だからということになりまして、どういう施工方法で防止するかについては現在その対策を講じ得ないのが実情であります

○ 9番（松島重克君） 今の答弁からして考えられることは、難しい問題だから専門家に考えてもらわなければいかんということですが、この舟揚げ場を造る時点で既に専門家が考えて設計して事業をやっておられるのではないかと思うんですがね。そうしますとそれなりのしりぬぐいはやらなければいかんのではないですか。難しいからと言って時間をかけて、現在なお前に進まないということでは困るんじゃないですか。難しくてもやはりやらなければいかん問題でしょう。これはやはり県に頼るといよりも村当局が積極的に動かなければ解決しないんじゃないですか。

そういう姿勢はおありですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 設計計画の段階で確か技術的にも大丈夫だということで設計したと思うんです。しかし、結果的には現在みたいに砂が随分滞積するというふうな状態になって施設そのものが現在のままでは使用するのに問題があると、そういうふうなことでございましてこれは確かに気象条件と関係があるわけでした1か年の気象条件にどのような影響をもたらすかということを知ることは非常に大事なことだと思うわけです。それでこれは大変気象条件と関係がありまして技術的な難しい問題ではなからうかと思うわけです。そ

れでそういうふうな面から特にその面に詳しい何がありましたら、県にも対策につきまして検討してもらってそれに対応していきたいと思っているわけでございます。

○ 9番（松島重克君） そういうことが必要ではあるんです。この舟揚げ場は出来た時点でそういうことが指摘されているんです。それが今からやろうということでは遅すぎはせんかということです。あの時点で調査検討しましょうということをおっしゃっておりながらこれからということでは遅すぎはせんですか。これは積極的に抜本策を考えてもらわなければいかん問題だと思います。

ところで、暫定措置をしなければいかんと思いますね。これについて業者はどう言っていますか。

○ 経済課長（仲村順三君） 業者の要望としては溜る度に除去しなければいけないので、砂が溜ると舟の揚げ降しが困難になるので村として対策を講じてもらいたいというふうな要望でございます。

○ 9番（松島重克君） 当局はその要望に応じて、業者から連絡があり次第その都度土砂の除去をするという構えでおられるわけですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 折角舟揚げ場を造ったので漁業関係者に出来るだけ利便性、或いは舟の安全性を保持するために村は極力予算の範囲内で便をはかるために努めていきたいと考えています。

○ 10番（前田貞四郎君） 県総務部地方課は地方公務員の給与改定を国の給与改定に準じ、国が給与改定をした後に実施することを53市町村に通達したと新聞報道しておりますが、本村も国県並みに準じて給与を改定する方針をお持ちであるか村長のお考えをお聞かせ願いたい。

○ 村長（根路銘安昌君） 職員の給与の改定につきましては現在職員組合と団交を重ねておりまして、まだその決着を見てないわけでございます。そういうふうなことで現在まだ職員組合と団交の継続中であります。

○ 10番（前田貞四郎君） 国県並みの給与表に準じての改定について団交中ということですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 給与表についてはずっと前から話し合いしているわけですが、現在のところ給与表ではなくして現在の給与表に基づいてアップ率の団交をしているわけです。

○ 10番（前田貞四郎君） そうしますと、国県並みの給与表に準じての給与改定は考えてないということですか。

○ 村長（根路銘安昌君） それを準じてやるために先程も申し上げましたがそれについて

も話し合いしているわけなんですがなかなか現在のところまとまっておりません。

○ 10番（前田貞四郎君） 去った9月定例会のラスパイレス指数についての私の質問に、本村は101,4という答弁でしたが地方課に照会しましたところ本村は104,3ということでありましたが、これは助役の答弁が間違っていたのか。或いはその間に変動があって差が出たのか。議会だよりもはっきり数字が出ていますのでそこは数字ははっきりしなければいけませんので、はっきりした答弁をお願いします。

○ 助役（新城繁正君） おっしゃるとおりでございます、先般の議会での答弁は101,4ということを申し上げました。

それは、当時は地方課からのラスパイレス指数の各市町村における指数の状況がそのような形で流れて来ておりましたので、又、これは市町村から計算して出すわけですが、それを地方課といたしましてはどうもラス指数の計算についていろいろ給与問題から再検討を要するという形で多分出て来ただろうと思うんですが、向うで再計算をしてみましたら大宜味村だけではありませんが指数に誤りがあったということで訂正されて104,3になっているわけでございます。104,3が正しいということです

○ 2番（平良真光君） この林道の完成見通しについてお伺いします。

○ 村長（根路銘安昌君） 林道は本年度から始めているわけですが、これが何年計画とか確実な何年で終るという見通しはございません。継続事業でございますが、毎年予算は完成するまで付くと思っておりますが、何年で終るといことははっきりしておりません。

○ 2番（平良真光君） 予想はつかないということになるわけですね。

林道と他の事業との関係についてお伺いしたいと思います。村といたしましてもこれと結びつけて村の計画、或いは他の計画との関係があるような気がするわけですが、そういうことは別にありませんか

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時41分）

再 開（午前10時50分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 林道と他の事業との関係ということになりますがこれはご承知のように農地に対しては農道があります。それと同じように林道は林地に対するところの生産を高めるための道路であるわけです。そういうことからこれは林道を造る地域における林業の生産を高めるための道路ということになるわけでございます、これに付随して他の事業がつくのではなくして、林業の生産を高めるための道路ということです。

○ 2番（平良真光君） この林道は大国林道との結びつきだと聞いていますが、ややもす

るとこの林道が自衛隊や米軍の演習道路に利用されないかどうかと考えるわけですが、そういうことはないですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程も申し上げましたように、この道路はあくまでも林業の生産を高める道路でございます。勿論、大国林道につきましても林業の生産を高めるところの道路でございます、その外の使用の目的で造っている道路ではございません。

○ 2番（平良真光君） では、そういうものには全然考えられないということですね。

○ 村長（根路銘安昌君） 使用されるということは予想しておりません。

○ 2番（平良真光君） 地域ではこの林道が出来るかと村有地の払い下げも可能ではないかという声があるわけなんです。村としても農地を拡大するというお考えはないですか。

○ 村長（根路銘安昌君） この道路はあくまでも林業の生産を高めるものでございます。造る目的におきましても林業の生産でございます、現在のところその外のものはお考えしておりません。

○ 2番（平良真光君） その地域から払い下げ申請が出た場合はそれを検討なさるお考えはありますか。

○ 村長（根路銘安昌君） それは一応林業の計画かれこれもあるわけですが林道を造って直ぐ村有地の払い下げとかに結びつかないということはお承知ということでございますので、便利になったからそこを払い下げしたいというふうなことでございますが、林業は林業を生産するところの計画はあるわけです。ですからそこは林業を生産する地域として林地の計画はあるわけですので、そのような所はあくまでも林地としてやらなければいかんと、更に他の部分につきましても或いは農振地域に入っている所があるならば、その地域の何がありましたら検討はしなければいかんと思います。

○ 2番（平良真光君） 林道事業においては潰地補償、或いは作物の補償は対象にならないと聞いているわけですが、その対象にならないという根拠をお聞かせ願いたい。

○ 村長（根路銘安昌君） 林道に対しての補償がないということ、これは県としましても林野庁としましても林道に対しましては補償がないと、だから関係者の協力をお願いしたいということでこれまでもそのように協力をお願いしてきたわけです。そういうふうなことから林道は林地に対して造るものでございますので、その林地を持っている人達が生産を向上され便利になるということで補償がないようでございますが、そういうふうなことからいたしまして林道につきましては補償なしで協力お願いしようということになっているわけです。

○ 2番（平良真光君） 補償がないというのは法的根拠があるわけですか。

○ 村長（根路銘安昌君） これは法的にはそうではないと思うわけです。

○ 2番（平良真光君） では、これはその地域で考えなさいということですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 市町村で考えなさいということでもなくして、予算上補償の仕組みがないと、本村におきましても前例といたしまして大國林道におきまして県が直営であるわけですが、お願いしたわけなんです。そういうことからこれをひとつの前例といたしまして謝名城林道につきましてもそのように協力をお願いしてやっているわけです。

○ 2番（平良真光君） これからもこういう計画が出て来はしないかと思うわけですが、そういたしますと今後もそのようなお考えですか。

○ 村長（根路銘安昌君） これは大國林道、更に謝名城林道が前例になりまして、そのような考え方でいきたいと思っています

○ 3番（山城宗喜君） 56年度予算に国立沖縄療養所及び本土療養者、社会福祉諸施設に入園入居者、村内重度身体障害者見舞金として283,000円計上されておりますが、そこで村当局におかれて以上申し上げました諸施設を訪問御見舞なされたことと思っておりますが、本年度4月から現在までに訪問御見舞なされた状況についてお伺いいたします。

○ 厚生課長（稲福幸三君） これまで見舞した施設は、沖縄療養所、コロニー太陽の町、北斗園の4か所を終えたわけですが、12月中で愛楽園、名護厚生園、名護学院等は見舞する予定でございます。村内の重度身体障害者も年内で見舞して見舞金を支給しようと思っているわけですが、その他については業務と調整しながら随時訪問する計画であります。

○ 3番（山城宗喜君） 私は去った3月の定例議会におきまして村民で社会福祉施設に入園入居の現況について質問いたしましたのに対し、当局の答弁は施設数は13か所、入園入居しているのが60名ということでありました

そして年に5か所の施設を民生委員と一緒に訪問激励しているのが実情であるとの答弁をいただいたわけであります。それで来年以降もこういう方針でいかれる計画でありますか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 毎年訪問する計画でございます。

○ 11番（前田福正君） 本村出身者で他町村に現住所を持って本村周辺の町村で勤務している人でも入居可能であるか。

可能であれば申し込み時期についてお伺いします

○ 村長（根路銘安昌君） 村営住宅の入居者の資格につきましてはご承知のように条例の規定によって入居者を決めなければいかんわけでございます。それであくまでも条例の趣旨は村内の村民、村内に居住しているのが優先するというのが趣旨でございます。これは条例の趣旨からしまして村内に居て困っている人があくまでも入居者の資格ということになっておりまして、もしも造って村営住宅が余裕が出るとかという時点になったらそういうふうなことも考えなければいかんのではないかと思うわけでございます。そういうような方がおりましたらあくまでも村内に住所を移してから村民となってその手続きをやるべきではなから

うかと思えます。

○ 12番（東 武郎君） 先程の9番議員への答弁で良く分かります。それに関連してもうひとつお聞きしたい点があります。

地方自治法9条5の条項にあらたに生じた土地の確認というのがあります。この舟揚げ場一帯はそれに該当するのではないかと思われます。その例を挙げてみますと、公有水面に土砂が蓄積され将来とも継続的に海水におわれなような陸地となったものはその護岸等の施設を及ぼしたことの有無を問わずあらたに生じた土地とみなすという条項があります

その条項の中で市町村の区域内にあらたに土地を生じた時は市町村長は当該市町村の議会の議決を得てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならないということが言われていますが、それについて村長のご意向をお伺いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時12分）

再 開（午前11時23分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 只今のご質問は、通告によりますと塩屋漁港の潮害対策と関連があるということで、いわゆるおっしゃるのは自治法の9条の5に基づいてのあらたに出来た土地の村が確認して村有地にしないかというふうなことだと思っているわけなんです。

現在おっしゃる所はご承知のように漁港地域であるわけなんです。ですから漁港として計画しているのを別に使用するというのも問題であろうと思うんです。又、法によるところのあらたに出来た土地は海浜というふうに解釈した方が良かろうと思います。漁港地域内の砂浜というふうに解釈した方がいいと思います。そういうことで自治法によるところのあらたに出来た土地ということで手続きをやる計画はございません。

○ 13番（平良嘉清君） この件については約8か月前に区長に申し入れまして予備調査をさせてくれないかということがあったわけです。そして代議員会に諮りまして、いきなり予備調査ということはまかりならんとけたわけです。そして最近になりまして（聴取困難）するということでありました。そこで非公式ではありますが説明を受けながら勉強会という形で3回程持ったわけですが、ダム事務所の方では当局の方にもこの件について話しているということでありました。

国と大保川下流についての当局との話し合いについての経過についてお伺いします。

○ 助役（新城繁正君） これまでのダム事務所の係の村への申し入れ、話は大保川のダム計画があると、勿論これは国としての考え方です。そこで関係部落の意向を聞かなければいかんということで、村としては村が直ぐこれに対応するというよりも直接かかわりの深い地

地域の意向というのがどうであるかというものを確めてからでないといふ村が即応することは出来ませんというようなことでこれまでは話をして来ているわけです。

○ 13番（平良嘉清君） 当局に対する話し合いの内容はたださせてくれということであつて、内部の事情については立ち入らなかつたのであるのか。ただ、させてくれというような要望だけであつたのか。

○ 助役（新城繁正君） 内部と言ひましても多様にまたがると思ふんですが、我々がこれまで話し合つた段階を説明いたしますと、現段階でのダム事務所の説明ではポンプ場の近辺に出来はせんかということの説明を受けているわけですが、我々が直接ここなら良からうというようなことは出来ませんので地域の関係者の意向を十分確めてでないといふ村としての対応は出来ませんということでは話し合ひして来ているわけです

その他にダムの機能とかの説明を村にしていますそれから現在やっているあつちこつちの資料とか資料として私の方で入手したのもございますが、資料を入手したからこれを検討しようといふところまで来ておりませんので、一応性格とかいふものを把握するといふ、事前にここもある程度理解しておきませんと対応が出来ませんので、そういう程度のものでございます。

○ 13番（平良嘉清君） 資料は入手されたということですが、その資料の中に地域に関心があるポイントの件については感じなかつたですか。

○ 助役（新城繁正君） これは全体的な話し合ひでございますので、私がこれまで受けました説明、或いは話し合ひの中では特にポイントということについては現在の段階で気がつきません。

○ 13番（平良嘉清君） これは予備調査から計画の立案ということでは実施計画ということになるわけですが、その中で最も重要となるものは予備調査以前の問題だといふことが大切だと思ふわけですが、この予備調査といふ概念のとらえ方は当局としてどうとらえているか。

○ 助役（新城繁正君） 実は予備調査につきましてはダム側も予備調査といふものの性格はこういうものであります。ところが我々としては向こうの言い分であると、しかし、予備調査といふことは実施といふことを前提でなければ行ふものでないのではないかといふことで一応やりかえしているわけでございます。ただ、ダム事務所に詳しく説明させますと一応予備調査はしても実際にその地域にダムが出来るかどうかといふことはその調査結果を待たないとだめだと、だから必ずしもその予備調査が即実施するということに結びつかないこともあり得るといふことで説明を受けているわけでございます、この例が平南といふこれまでの経過としてあるわけでは、そういうことで向こうの説明はありますが、我々としましては調査をするといふことは最終的にやるということだといふようなことで意見は相異して

いるわけですが、いずれにしてもそれを受けるかどうかということにつきましては、一応は関係地域の皆さんの意思を尊重して我々も情報を聞きながらそれに対応していこうというのが現在の段階であります。

○ 13番（平良嘉清君） この予備調査につきましては高度な行政判断というのが要るわけなんです。例を申し上げれば、この説明書の中には水深、ダムの高さ、道路の取り付けというものが含まれてないわけです。こういう立場に立った場合に当局はどのような判断の基に地元と取り組んでやるか。

○ 村長（根路銘安昌君） 村としてダム関係に慎重を期さなければいけないと、いわゆる慎重を期すということは行政的にも非常に重要性があるということでやっているわけですが、ダム計画におきましては我々の知る範囲におきまして一番最初話がありましたのは白浜の先から屋古を結ぶ線の計画が最初にあったわけですが、現在のところそれについての話は全くございません。

その次に調査したいというのが現在あるポンプ場の周辺の位置を予備調査したいというふうなことでございます。それにつきまして普通の河川水を取るとかいうものと違わせて施設するとこれは永久でございまして、そういうことからこれを造らせて村として将来共にプラスになるのかどうかというふうなこと。更に地域住民の意向はどうか。そのようなものがいわゆる高度な行政判断ということになるかと思うんです。そういうふうなことで我々はこれに対して慎重を期しているということです。

○ 13番（平良嘉清君） 先の助役の答弁の中でポイントに触れなかったとそうするとどれだけの資料に基づいて当局が検討しているか。勿論、地域の意向も尊重することも大切ですが、当局もその面についてはもっと掘り下げて検討する必要はないか。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かにそういうふうなことも必要でないかと思うわけなんです。ですからダムについて私の方で今考えているのは、新年度におきましてそういうふうなものを検討していただくところの委員会でも作って総合的な検討をしていただこうかと、そのような考えを持っているわけでございます。

○ 14番（親川富二君） この件については津波区長から10月末日に陳情書を出されたとのことですが、現在川口が砂でふさがれ水はけが悪く地域住民は困っていると聞いておりますが、村長のお考えをお伺いします。

○ 村長（根路銘安昌君） 議会の方におきましても前からその問題について対策はないかと前にもあったわけですが、確かに去った10月の台風24号の時に現地行ってみましても相当地域の人達が浸水で悩んでいる実情を見まして、どうにかいい対策がないかと考えているわけでございます。

津彼の区長からも水はけを良くする対策はないかというふうなことで、その対策を考えてくれという陳情が来ています。ところで現地行って見ましても難かしい問題だと思っているわけなんです、特に台風24号の時あたりは雨だけでなく波が打ち寄せて川口をふさぐとともに、更に波が入って来まして水カサを上げているような状態でございまして、非常に難かしいなあと、ですからこれにつきましては津波の区長に現地でも皆さんの考えとしてどうしたらいいかと、考えがありましたら聞かせてもらいたいという話し合いもしているわけなんです、津波の方としてもどうしたらいいという考え方ございませぬ。又、現地におきまして台風の翌日ガジナの人々の意見も聞きましたら現在の川口のふさがり方は前よりひどくなっているということでもあります。その時の地元の方達の意見は部落の前に今離岸堤が造られているが、この川の所にも離岸堤を造ったらどうかという意見もありました。ところが離岸堤を造ることによってかえって陸地の所に砂が余計蓄積する方でございしますのでそれも問題ではなかろうかと思っているわけでございます。

この問題に関してはここだけでなく海岸に面した川口の特に北風がよくふきつける地域におきましては川口がふさがるといふ状態、これは沖縄だけでなく全国的な問題でもあるようです。

この問題につきまして建設省あたりでも制度的なものとしてまだ乗せてないわけですが、これには非常に頭を悩ませているような状態でございませぬ。それで私共といたしましては放っておくということではなくして、せめて河川を管理する県の河川課とかにこれの対策についてどうにか出来ないかということで、その対策について県に要請すると同時に検討もしていただこうかと考えているわけでございます。

○ 14番（親川富二君） 只今、村長の答弁にもありましたが大変これは難かしい問題だと思ひます。去った台風24号により高潮のため数戸の民家が床上床下浸水の被害があり家財の持ち運びや特にトイレの汚水はらん等住民は安心して生活が出来ないと関係住民から強い要望もあり、大雨や台風の度毎に浸水騒ぎを起している実情のようであります。又、去った議会で松島議員から一般質問の中でもその件について取り上げておりましたが、これからも地域から要請があればその都度砂の除去をなさるお考えがありますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 現在も実施しているわけなんです、要請100%満たせるかどうかはあれなんです、極力努力していくというふうな考えております。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時55分）

再 開（午前11時56分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

4番退場。

休憩いたします。

休 憩（午前11時56分）

再 開（午後1時11分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

5番入場。

午前に引き続き一般質問を継続いたします。

発言を許します。

○ 5番（平良 実君） 9月定例会において廃棄物の処理と清掃条例が改正されて生活環境も良くなることだと思いますが、その条例制定以前に投棄されたものか、或いはその後に投棄されたものかはっきりしません。処理区域外に投棄されたものが村内あっちこちにありますが、この処理の方法についてお伺いします。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 確かに村内あっちこちに処理場以外に投棄されているのを見かけるわけですが、条例制定以前から現在でも不法投棄はされているわけです。

最もひどいのは半崎ですが最近ある程度向こうも処理されているわけです。特に不法投棄の場所には立札などを立てているわけですがそれでも不法投棄はされているわけです。投棄されたものを村で処理するというのは不可能なことでありまして、今後不法投棄のないような行政指導をやっていききたいという考えを持っているわけです。

○ 5番（平良 実君） 不法投棄をしないように行政指導をやるということですが、それは無くなれば結構なことですが、こっちは捨てているのではないかとということで増えることは考えられないか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 不法投棄が増えるということは考えられないわけです。そのために出来るだけ業務と調整しながら不法投棄がされないようにこういう場所を回って監視態勢をとりたいと思っています。

○ 9番（松島重克君） 村有地払い下げ調整委員会が今回村長の諮問を受けられて答申を出されておられるわけでありましてその答申を資料としていただきたいという要望を議長を通して当局にお願いしたわけでありまして、何等かの事情かと思いますがどうも渋られておったようなことがあったので本日調整委員会の委員長を御足労願ってお聞きすることになっておりますので、ひとつよろしくお伺いしたいと思っております。

質問に当りまして先ず伺いしておきたいんですがここ1、2年村有地の払い下げ問題、或いはそれにかかわる無断耕作等が議会だよりも大分出ているわけです。これは払い下げ調整委員会と非常に深いかわりがあると思っているわけですが、これ等の議会だよりの内容を

ご存知であったかどうか。

○ 委員長（金城保明君） 松島さんの質問に対して失礼ですが個人的なあれで議会だより見てないですなあ。それで委員会としての答申は11月26日に答申しているわけですが新聞のあれは本当に失礼ですが内容分っていないわけです。

○ 9番（松島重克君） ここ1、2年調整委員会と深い関係にある払い下げ問題、或いはそれに伴う無断耕作というものが議会で取り上げられ一般質問でかなりの質疑応答がなされているわけです。ご存知ないということであればやむ得ませんが、しかし、村有地払い下げ調整委員会には議員が3名入っておられますね。だからこういう問題の審議に当ってはこういう方々から村有地の払い下げ問題はどのようなようになっているか、或いは無断耕作はどのようなようになっているかというようなことはお聞きでしょうか。

○ 委員長（金城保明君） 10月27日に現地を踏んで初めて無断耕作というのが分かりましたので、その前のことは分っておりません。3名の議員から最初の委員会の時に聞きました。

○ 9番（松島重克君） 議員からそういうことをお聞きになっておられるならば、こういう問題がどのようなようになっているかということは一応のみ込んでいるものと思います

あなた方が諮問を受けて答申された答申をいただきたいということを希望したわけですが、渋っておられるものですからこうして質問するわけですが、この答申には何か秘密的なものがあるのか。公に出来ないところがあるのかお聞かせ願いたいと思います

○ 委員長（金城保明君） その点については別に問題はないと思います。これは村より諮問があったことだけしか委員会としてはやってないわけであって、無断耕作地についても村の方針どおり取り扱いはやってないわけです。

○ 9番（松島重克君） それでは秘密的なものとか隠さなければいかんものはないわけですね。確認します。

○ 委員長（金城保明君） そういう秘密的なものは全然ありません。

○ 9番（松島重克君） 秘密的なもの隠さなければいかんものがなければ今回なされた答申を示していただきたいと思います

○ 委員長（金城保明君） 答申内容を読み上げます。

村有林野払い下げについて答申、村有林野払い下げについて昭和56年3月19日村長より下記事項について諮問がありましたが、3月26日より11月26日までの間に9回の委員会を開催し、現地をつぶさに踏査するとともに申請者個々の農業経営の現況及び意思を聴取した結果、払い下げの可否を速かに払い下げることが望ましい。以上です。

○ 9番（松島重克君） 答申はそれだけですか。

○ 委員長（金城保明君） 個人個人の答申の内容は、人員数29名、件数が35件、払い下げ

面積が1,124,968平方メートル、112町歩です。

個人個人のものを取り上げますと、金城和夫、字大保、踏査の結果農業経営に意欲的であり払い下げを認める。面積はプラニメーター測定法でやっけていまして、実測は現地で測量中でありますのでその以後になると思いますのでその点はよろしくお願ひします。面積は約6,276坪、1等級95%、6等級5%、真喜志康和、大保、これも農業経営が意欲的である。面積8,848坪、3等級20%、4等級10%、5等級10%、6等級60%、真喜志常雄、大保、農業経営は意欲的であると認めているわけです。面積は15,351坪、1等級20%、2等級20%、4等級20%、6等級40%、崎山喜吉、大保、たい肥造り等土造りに非常に意欲的であるということに認めているわけです。面積1,512坪、1等級5%、2等級5%、6等級90%、崎山喜紀、大保、独身で分家はしてないが父とは別の土地で意欲的に農業に打ち込んでおり、後継者育成及び農業青年育成の上からも払い下げを認めるということになっています。面積15,427坪、1等級85%、6等級15%、真喜志豊、大保、農業経営に意欲的であると認める。面積22,006坪、1等級20%、2等級20%、6等級60%、我那覇宗光、大保、前に払い下げもあったわけですが非常に意欲的で不毛地も全然なくて前の払い下げ地も整地やられているので上記の方と同様払い下げを認めるということになっています。面積6,730坪1等級70%、6等級30%、同人でこの人の側に私有地があるのでやらなければ困るということで林班は変わっているが1,966坪は私有地に隣接しているので地形も悪いし、又、その人でなければ出来ないということで委員会としては払い下げを認めるということにやっておりますので、3等級20%4等級10%、5等級10%、6等級60%、我那覇宗堅、大保、この方も過去に払い下げを受けているが有効に農耕地として利用されており、専業農家として一家の生計を成立させるためには農地の拡大が必要であるので認めるということになっています面積11,192坪、1等級70%、6等級30%我那覇宗豊、大保、我那覇宗堅と同条件で認めることになっています。面積5,142坪、1等級80%、6等級20%、真喜志康専、大保、農業経営に意欲的であり認める。面積4,840坪、1等級60%、4等級10%、5等級10%、6等級20%上地安鉄、大保、農業経営に意欲的であるということに認める。面積3,327坪、1等級80%、6等級20%、平良幸雄、大保、この方も農業経営に意欲的であるということに認めています。面積2,268坪、3等級10%、4等級10%、5等級10%、6等級70%、平良清、大保、これも意欲的であるということに認めているわけです。面積9,604坪、1等級40%、2等級20%、4等級10%、6等級30%、同人で面積が15,125坪3等級10%、4等級10%、5等級10%、6等級70%、照屋林徳、大保、過去にも払い下げを受けているが農耕地として最高度に利用されており、一家も非常に意欲的であり農地拡大の必要があり認める。面積5,898坪、1等級80%、6等級20%、照屋政行、大保、この青年も農業に意欲的であるということに認める。面積6,050坪、

2等級40%、4等級10%、6等級50%、真喜志定雄、大保、農業経営に意欲的であるということ認める。面積5,974坪、1等級70%、6等級30%、同人で面積が多いみたいであります38,946坪、2等級5%、3等級5%、4等級10%5等級10%、6等級70%、照屋保、大保、農業に意欲があるということで認めているわけです。面積18,301坪、3等級5%、4等級5%、5等級10%、6等級80%、同じく照屋保、面積3,100坪、1等級40%、6等級60%、同じく照屋保、面積9,301坪、1等級30%、4等級10%、6等級60%、上地修、大保、農業に意欲的であるということ認める。面積15,730坪、1等級50%、2等級10%、4等級10%、6等級30%、上地安幸、大保、過去に父が払い下げた土地も最高度に利用されており、一家そろって意欲的であり後継者として農業青年育成の立場からも払い下げを認める。面積4,300坪、1等級40%5等級10%、6等級50%、大城馨、塩屋、田港地区土地改良組合の土取り場を除外し、母大城カナの申請分を含めて払い下げを認める。面積8,318坪、1等級40%、2等級20%、4等級10%6等級30%、山城武徳、塩屋、農業経営に意欲的であると認める。面積14,293坪、2等級20%、3等級10%、5等級10%、6等級60%、平良嘉清、塩屋、過去の無断耕作地を除外して認める。面積12,024坪、1等級20%、2等級10%、4等級20%、6等級50%、久高秀雄、塩屋、土地があれば農業に専念したい気持がおう盛であり認める。面積16,108坪、1等級60%、2等級10%、6等級30%、平良幸男、江洲、父が払い下げを受けているのと同じ地帯であるが現在農業に専念しており、非常に意欲的であり後継者育成農業青年育成の面から払い下げを認める。面積は12,402坪、1等級15%、4等級15%、6等級70%、古波蔵義武、江洲、農業経営に意欲的であり認める。面積6,352坪、1等級80%、6等級20%、具志堅京子、江洲、過去に夫が払い下げを受けているが、子供の学資及び一家の生活を支えるために5町歩余の小作までして耕作しており農地拡大の必要から払い下げを認める。面積3,025坪、1等級90%、6等級10%、金城哲夫、江洲、農業経営に意欲的であり認める。面積973坪、1等級95%、6等級5%、平良栄吉、根路銘元大東パイン農場跡地を現在本人が耕作しているので認める。面積2,041坪、1等級95%、6等級5%、崎山喜吉、大保、農業経営に意欲的であり認める。9,301坪、1等級10%、4等級10%、5等級10%、6等級70%、照屋林吉、大保農業経営に意欲的であるということ認める。面積24,426坪、1等級10%、3等級20%、5等級20%、6等級50%、大城カナ、塩屋、71歳の高齢のため払い下げは認めないと答申しています。以上です。

○ 9番（松島重克君） ご苦労さまでした。答申を資料として流してもらえればこういう手間ははぶけたわけですが流してもらえなかったものですからご苦労願ったわけです。

ところで払い下げに当って条例規則等で面積の制限がうたわれておられないわけです。当初はうたわれておりましたがこれは削除されてうたわれておられないわけですが、当局の方針は

面積の制限を打ち出しておられるようですが、こういう面は調整委員会ととしてどういうような取り扱いをされておりますか

○ 委員長（金城保明君） 面積については非常に多い所があるわけですが、傾斜地があつて全然農業出来ない所があつて面額の多い所があるわけでございまして、これを払い下げしない場合、或いは本人が取らないという場合は村有林野としての管理面からも支障を来すということで、本人も渋るんですが取ってもらつたらということであり、別に村から面積の調整とかはありません

○ 9番（松島重克君） 委員長はないということですが、あなたもご存知のように私も第1回目の調整委員を勤めたわけです。当時は面積の制限というのが条例規則にうたわれていたわけです。耕地面積がほぼ2町歩、その後条例規則からこれがはぶかれましても、なお且つ当局はその方針を堅持しているというのが一般の受け取り方、議会の受け取り方であるわけですが、こういう面積の制限に対する考え方ということを調整委員会は全然考慮されておらないのかどうか。

○ 委員長（金城保明君） 面積の制限については委員会としては前の委員会の時は制限あったと思いますが、現在は面積の制限がないのでそういう検討はしていません。

○ 9番（松島重克君） 村当局の方針が従来の方針を踏襲されているということをご存知ないですか。

○ 委員長（金城保明君） こういう面積については委員会としても話し合いやってないわけです。

○ 9番（松島重克君） それでは困りますね。委員会の設置当初から耕地面積は約2町歩、ただし、村の払い下げ上の都合によって多少上回る場合はあると、びっしり2町歩というようにいかないということは分かるわけです。

しかし、方針としては耕地面積がほぼ2町歩ぐらいになるような払い下げというのが従来からの村の方針であります。あなたも私も当初から関係したわけですからあなたも分かるんじゃないですか。これが分からないでは村有地払い下げの面積等の検討は出来ませんよ。自由に払い下げますか。無制限に

○ 委員長（金城保明君） 前の場合は何町歩とやられていたのを憶えておりますが、現在のところそういうふうな方針が分からないでやっている。別に面積の制限はないということしか聞いておりませんので。

○ 9番（松島重克君） 制限がないという答弁であります。なるほど現在の条例規則からは面積の制限ということとははぶかれているわけです。それについて議会で何回か当局に質問がされております。その時に当局の方針は目処としては約2町歩という答弁が何回かなさ

れているわけです。ただし、払い下げの都合上それを上回る場合もあるわけですが、目安としてはそういう方針だということを示されているわけです。これを知らないで払い下げの可否を決めるということになりますと調整委員会は困りはしませんか。当局は調整委員会の答申に基づいて払い下げを行っているわけですよ。その可否を答申する調整委員会がこれを考えていませんでしたと、じゃあ払い下げ希望者が希望する面積だけ払い下げということですか。面積は全然考えてないということですか。あなた方がそういう考え方に立って今回の答申をなされておるならばひとつの大きな前例になりますよ。今後の払い下げにおいて面積の制限は一切ないということになるろうかと思えますよ。この辺はしっかり答弁をお願いしたいと思えます。

○ 委員長（金城保明君） 耕地の2町歩以上ある所、等級からしても現在払い下げをしている地域にしては地形が悪いし、もし村の方針どおり2町歩以下に区切った場合は村としても困るのではないかという方針でそういうようにやったわけでございます。地形が悪いし面積は大きいが耕地が、1万坪あっても千坪取れる所もあるしそういう所を区切りして残した場合は村有林の管理面からも支障を来すのではないかということをやっているわけです。

○ 9番（松島重克君） それは先程から私が申し上げているのではないですか。払い下げの関係上、管理の必要上2町歩を越える場合もあり得ると、或いは3万坪4万坪になる場合もあるでしょう。これは分からないわけですよこれからブルを入れてやらないと、3万坪から2町歩取れるかどうか分からないわけですよ。そういうことを指しているのではないですよ。今回の払い下げはあなた方が可とする人達は殆んど前に耕地を持っている人なんですよ。それ検討されてないんですか。あなた方先程面積全然考えてないと言われていたんだが、村の方針は目安として2町歩としているということを一応調整委員会としては頭に入れておられるのではないですか。どうですか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後2時17分）

再 開（午後2時36分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 委員長（金城保明君） 去った3月26日の最初の委員会の時にそういうことを前提において2町歩話し合いやったわけですが、最近の委員会でそういうこと記憶になかったものですからそういうふうな答弁をしたわけでした、面積そのものは約2町歩を前提に相談やられているわけです。それから面積の非常に多い所は現地を見られたら良く分かると思いますが、傾斜地でブルも入れられない所が面積オーバーになっているのでその点はご了承下さい。

○ 9番（松島重克君） そうしますと、やはり約2町歩を目処としたところの考えで申請

者に対する可否を考えておられるということのようではありますが、傾斜地であるから2町歩取れるかどうかということできなしに、今回の申請者は既に耕地を持っているわけですね。だから、約2町歩ということを入れたらそういうことも含めて検討された結果の答申であるのかどうか

○ 委員長（金城保明君） 前に払い下げをやっている方は5名ぐらいです。

それから貸地があるわけできなしに貸地です。2町歩以上、これはプラニメーターのもので実測ではないですが、ある程度オーバーしてもいいのではないかとということで、前の払い下げ地域は殆んど耕地になっておいて沢山面積は持っているようですが実際の耕地を前提としてやっているわけでございます

○ 9番（松島重克君） 今の答弁分らないですよ。既に払い下げられて耕作している土地は殆んどがパインではないかと思われるんです。そうしますと年々更新しますので殆んど立派な耕地になっているわけですよ。これは見れば2町歩内外であるかという検討はつけ易いわけです。だからこういうことを考慮に入れて答申がなされたかどうかと、これは時間を取りますのでこれ以上この問題は出来ないと思いますが、払い下げの諮問を受けられて答申をするという場合にはやはり面積を考えられるならばそういうことも含めて検討されなければいけないと思いますよ。先程のように面積の制限考えておりませんというようなことになりまして無制限に払い下げしますよ。そういう前例がひとつでも出ますと後々それを盾に取って当局は困りますよ。調整委員会も困るのではないかと思います。ここは考慮されなければいかんと思います。

次に価格についてお伺いします。

価格の評価はどういうような評価のし方になっているか。

○ 委員長（金城保明君） 価格の評価は条例によってはっきりした面積は分からないのでパーセントによってやっていきたいと思います。

○ 9番（松島重克君） 耕地になっている所の評価のし方と原野のものの評価のし方がありますね。その辺はどういう評価のし方をされているかということです。

○ 委員長（金城保明君） これは等級でもって評価は快めたいと思います。

○ 9番（松島重克君） 等額で決めるということは分っているんです。それをお聞きしているんじゃないです。以前から貸地をして耕地になっている所と原野のまま払い下げる場合の評価のし方、耕地になっている所はいいわけですから1等地、原野の所はいくらか等級を下げると、例えばそういうような方法であるのか。又、あなた方がこういうものに対してはこういう評価のし方をしておるといふところがあれば聞きたいというわけです。

○ 委員長（金城保明君） これは条例によって等級が決められているので、いい所は等級

を上げて悪い所は評価を下げて、そういう方法でしか評価のやりようがないと思います。

○ 9番(松島重克君) これ条例にうたわれているの分かりますよ。耕地になっている所と原野になっている所の取り扱いは難しいでしょう。私もそういう体験があるから最近の委員会はどのような取り扱いをしているかということを知っているんですがね。例えば、耕地にはなっているんだが周囲の状況から判断してこれは相当金をかけてやったものだと、金をかけない場合は何等級ぐらいに大体なるのではないかということを考えているのか。もう耕地になっているから原野よりはいいんだということで1等級にもっていくのかということをお聞きしているんですよ。

○ 委員長(金城保明君) これは現在の耕地の整地と以前の地形、道路の立地条件を含めて等級で出しているわけです。

○ 9番(松島重克君) これはしっかり評価していただきたいと思います

今の場合金をかければいくらでもいい土地になるわけです。だから、当初の地形はどういうものであったという想定ぐらいはして評価をしなければ、今耕地になっているから1等地だということではいけないということをおっしゃっているわけです。

次に無断耕作の取り扱いについてお聞きするわけですが、村有地払い下げ調整委員会は村当局に建議をなされておりますね。その趣旨は無断耕作をしている人達には村有地を払い下げないと、或いは林野条例第41条を適用せよという建議をなされているわけですが、こういう考え方を現在も持続されておられますかどうかお尋ねします。

○ 委員長(金城保明君) 無断開墾地については村よりの諮問のとおり無断開墾している人には払い下げしていません。又、今後そういうふうなことないと思います。

○ 9番(松島重克君) その辺に問題があるんです。あなた方が言う無断開墾をした人には村有地を払い下げないというのは無断耕作地を払い下げないということであるのか。

或いは今後そういう人達には村有地を払い下げないということであるのか。あなたの方針としてこの辺はどうなっていますか。

○ 委員長(金城保明君) 無断耕作地は無断耕作者には払い下げしないという方針であります。無断耕作している所は委員会としては諮問のとおりで、別の所だったらいいのではないかとということで払い下げを答申しているわけです。

○ 9番(松島重克君) その考え方が建議をする当時の考え方であったわけですか。

○ 委員長(金城保明君) 最初から他であればいいだろうという話し合いでやっています。

○ 9番(松島重克君) そういう立場に立って今回の答申をなされたようではありますが、無断開墾した人達の土地を別の人が払い下げ申請しておりますね。その内の3名は子供の名前になっていると聞いておりますがね。そして村当局の方針は生活を別にしている身内なら

構わんという方針を議会で示しておられるわけですが、こういうところの方針を考慮に入れたところの答申が今回なされているかどうか。

○ 委員長（金城保明君） そういう方針でやっているわけですが、現在は独身者で別居ではあるが、将来は2男3男とかにやっているわけですので、1人ぐらいは同居人がいるわけです。他は別居です。

○ 9番（松島重克君） 先程も申し上げましたように調整委員会には議会から3名入っているわけですね。当局が議会で示された方針はお分かりなんです。そうしますとこれ等の検討に当っては議員から当局の考えはこういうことですよということが出ていたはずですよ。だから当局は生活を別にしている身内には払い下げという方針を打ち出しているわけですね。だからこういうことを考慮に入れての諮問に対する答申であるのかどうか。

○ 委員長（金城保明君） 議員さん達からも聞いていいということで払い下げを答申したわけでございます。

○ 9番（松島重克君） 生活を別にしている身内なら第3者とみなしてその無断耕作地を払い下げるといふ当局の方針が議会で示されているわけなんです。だからそれを考慮に入れて今回の答申をなされているのか、なされていないのかということを知っているわけなんです。

○ 委員長（金城保明君） これは諮問のとおり考慮に入れてやっているわけです。

○ 9番（松島重克君） そういたしますと今の話に該当する人達は生活を別にしておる身内ということですね。全部がそうですね。

○ 委員長（金城保明君） その内1人は同居人がいるわけです。

○ 9番（松島重克君） 今問題になっています無断耕作地であります、この評価は他の払い下げ地と評価のし方は違って来のではないかと思います。どういふ評価のし方がなされたのか。

○ 委員長（金城保明君） これはある程度等級を上げて評価をやっていこうという方針でやっています。無断開墾地を。

○ 9番（松島重克君） 等級を上げたということですが、等級は1等級より上はないでしょう。無断開墾地以外においても1等級は出ているでしょう。出ておりませんか。

○ 委員長（金城保明君） 出ております。

○ 9番（松島重克君） 無断耕作地以外でも1等地が出ているということですが、当然出るだろうと思います。耕地になっている所は大体1等級になっている感じがしますので、ところが同じ耕地になっている所でもその耕地と他の耕地とでは性質が違うわけなんです。

他の耕地は貸地をして自分がブルを入れて耕地にしたと、無断耕作地であるところの耕地は第3者に払い下げるわけでありますから金をかけないで初めからそのまま耕地を払い下げるということになるわけですよ。そうしますと普通考えられるところは現在の条例の等級にあてはまらないということなんです。これは少し考えたら分かることだと思いますがね。それをあなた方は無断耕作地以外と無断耕作地と同じ扱いで条例の等級にあてはめていると、矛盾しないですか。

○ 委員長（金城保明君） 本当の評価は測量した時点で考えようという方針でありまして、今のところ最終的なパーセントではないわけです。

○ 9番（松島重克君） おかしいですよ。大体の面積を想定されて等級にあてはめているわけでしょう。そして正確に坪数が出た時に積算しようということなんです。はっきりした数字はその時点でないと出ないということは分かります。評価の方法を聞いているんです。本来考えますとこの無断耕作地というのは他人が金をかけて立派にしたものを第3者が払い下げるわけですから、大得するわけなんです。だから従来の条例の等級に合わないというわけなんです。その辺を考慮に入れて答申しておりますか。

○ 委員長（金城保明君） ある程度現在の地形を見てやっているのであってそういう細かいところまでは現在のところやってないわけですが、しかし、最終的には等級のやり直しとか評価のあり方をやらなければいけないだろうということは話し合いやっているわけです。

○ 委員長（松島重克君） 今の話分かんですよ。あなた方答申されたでしょう。答申した時点であなた方の手からはもう離れているんですよ。長のところに行っているんでしょう。あなた方が後からやりましようと言ってもあなた方の勝手にならんですよ。長が再諮問するなら別として、あなた方が答申した時点で長の分野にいつているんですよ。あなた方もう1回やり直すとか細かいこととか何とか、そんなこと出来ないですよ。そんなことお考えですか。そういうことお考えなら大間違いですよ。答申した時点で調整委員会からこのの問題手が離れているんですよ。あなた方評価する時点でこれはおかしいと思わなかったですか。これは従来のものでははかりきれんと、他人が金をかけて立派にした土地を払い下げする人が他の土地と同じ価格で払い下げると、この評価は考えなければいかんと、十分検討しなければ答申出来ないという考えが当然出て来るのではないですか。あなた方5名で検討なさってそういう考え出なかったんですか。

○ 委員長（金城保明君） 条例に従って等級を決めたんであって、そういう細かいところまではやっておりません。

○ 9番（松島重克君） そういう決め方は大きな誤りをされているということなんです。これは現在の条例の等級には到底はめこむことは出来ないわけなんです。他人が金をかけて

立派にした耕地を自分が整地をした人と同じような値で買うんですから、これから払い下げをする人は大得するでしょう。こういうような土地を同じような条件で評価出来ますか。あなた方調整委員は私失礼ながらはっきり申し上げましょう。大きな誤りをしておりますよ。

次にお伺いしたいわけですが、この無断耕作地には農作物があったでしょう。これの評価はどうなっていますかお尋ねします。

○ 委員長（金城保明君） これは諮問以外で分かりません。

○ 9番（松島重克君） 諮問以外で分からないということは、そういう内容について答申なされておりますか。

○ 委員長（金城保明君） 答申やっていません。

○ 9番（松島重克君） 分からなければ分からないというような答申をしないといかんのじゃあないですか。例えば、この土地を評価する時に農作物があったと、パインならパイン、或いはみかんがあるならば土地だけの評価はこうだと、これも払い下げるならパイン、或いはみかんの評価もして払い下げなければいかんというような答申をするのが通常の答申の仕方でないですか

だから先程から言っているようにこの無断耕作地の評価は非常に難しいと、従来の条例の等級にはおさめきれないというところにはそういうことがあるんですよ。あなた方はこれを見ないでこれについて答申をしなかった、これも大きな誤りを犯している

調整委員会として今後村有地払い下げの諮問に対して答申される時には十分検討なされて、或いは議会で取り上げている委員会に関係のある問題等については十分検討されて、諮問に対する答申をする必要があろうと思いますが、その点についてどうお考えですか。

○ 委員長（金城保明君） 今後そういう問題がないように、又、初めての委員であってそういうような細かいことまでは飲み込んでない関係上そういう混乱が起っておりますが、今後そういうふうなことがないようにはっきりした答申内容を打ち出していきたいと思います。

○ 9番（松島重克君） もう1点だけつけ加えておきます。今の姿勢で今後失敗のないようにやってもらいたいと同時にこういう諮問に対する答申を秘密にするとか出し洩るということが今後あってはいかんと思うんです。こういうことがこれだけの時間を費やして要らないことまで言わなければいかんと、大変委員長にはご苦労さんであり、或いは心苦しいと思うんですがこういう公にやって差し支えないと思われるものまで秘密にされるからこういうことになれわけなんですよ。

委員長の方は大変ご苦労さんでしたが、当局に対してひとつ注文をつけて下さい。公にして何故いかんかと、議会から注文があったら出して下さいよと、こういうことをひとつ当局に申し入れて下さい。どうですか。

○ 委員長（金城保明君） 今後そういうことがないように十分当局に申し入れして、今までのお詫びをします。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後3時19分）

再 開（午後3時24分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 9番（松島重克君） 現在までの試験方法についてお伺いしたいと思います。

○ 総務課長（崎山勝正君） 試験方法につきましては一次と二次に分かれておりまして、一次は一般教養と作文試験、二次は面接試験というふうなことで行なっています。

○ 9番（松島重克君） これは各職種にわたってですか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 今までは各職種においてやっております。

○ 9番（松島重克君） 例えば、用務員とか技術職にも今の答弁はあてはまるわけですか。将来につきましても。

○ 総務課長（崎山勝正君） 試験採用制度を採りましてからは用務員、技術吏員等の今までの試験はしておりませんのでこの人方においては対象外になっております。例を申し上げますと、今まで行なったものは一般職と保母のみについて試験をして採用しているわけです。

用務員等につきましては試験の対象外にしたいと思います。それから技術吏員につきましては試験の対象者にしていきたいと考えております。

○ 9番（松島重克君） 一次試験で学科と作文ということですが、この比重はどの程度見ておられるかお伺いします。

○ 総務課長（崎山勝正君） 過去の試験は実務要領を作りまして、それを村の職員以外の機関並びにそれに能力のある方に頼んで試験をお願いしておりますので、その比重につきましては私等のところでは分かっておりません。

○ 9番（松島重克君） 一次試験は一般教養学科と作文ということおっしゃっておられますね。このふたつを一次試験でなされるということは、仮に一般教養50%作文50%という比重でやっておられるのかお聞きしているわけですよ。

○ 議長（玉城一昌君） 12番退場。（午後3時27分）

○ 総務課長（崎山勝正君） 私等の要項の作り方にも少し問題があるのかも知れませんが、一次試験につきましては社会科学、人文科学、自然科学、それから知能分野、知識分野という分野において試験問題のお願いをしております

そして作文等につきましては文章、内容、文字などの面から評定をするということで試験官をお願いしているわけなんです、ご質問の比重につきましては要項の中に入れておりま

せん。

○ 9番(松島重克君) 要項の中に入れなくてもこれは評価しなくてはいかんでしょう。そして成績の優秀なものから一次試験合格ということでしょう。当然、学科の比重はどのくらい作文の比重はどのくらいというようにするのか。作文も1学科とみなすのか。そういうことくらいはお分かりでしょう。これをお伺いしているわけです。

○ 総務課長(崎山勝正君) 作文も1学科とみなしまして評価をお願いしております。

○ 9番(松島重克君) そうしますと学科と作文試験に合格した人が二次試験に進むわけですね。この二次試験で面接をなされるわけですが、これはどなたがどういう形でなされるか。

○ 総務課長(崎山勝正君) 要項にうたっておりますが、村長が指名をする村の職員となっております、従来の例では助役、収入役、総務課長の3名がそれぞれの分野で面接をして評価しております。

○ 9番(松島重克君) 一次試験の合格者はあくまで総合得点数の上位の者からということになりますか。

○ 総務課長(崎山勝正君) 一次試験の合格者は総合得点の高い順に、例えば村で何名ぐらの職員候補者を載せておけばいいということと試験官との合議でこの程度の点数の方々であれば地方公務員としての問題ありはしないかという判断をつけまして、その線から上の人方において合格者として決定しています。

○ 9番(松島重克君) 一次二次試験が終りまして候補者名簿に載せる場合の選考委員は先程の方々がやるのか。或いは他の新しい方々が加わってやるのか。

○ 総務課長(崎山勝正君) これは別に新しいメンバーも構成しておりません

この試験に携った方々の判断において点数の上位の方から順次候補者名簿に挙げています。

○ 9番(松島重克君) それで候補者名簿に載った方々は職員の欠員が出次第どういう順序で採用されるのか。候補者名簿に載った順位で採用されるのか。その中から適任者だと思われる者が順位は別として選ばれるのか。

○ 助役(新城繁正君) これまでの経緯を説明いたしますと、例えば、本来はそうあるべきでないかも知れませんが一応これは地方自治体においても大分異った方式を採っている所が多いようですが、他県のことを聞きましても例えば、機関毎に採用試験をやってみるとか、或いは長部局で採用試験をやってその登載者から各機関が採用する場合は合議して調整して採用するとか、いろいろあるようですが、本村におきましてのこれまでの経緯からいたしますと点数の順位で候補者は登載しますが、例えば、教育委員会関係で図書館関係の職員とか、或いは事務職員とかの欠員を補充するような場合、役場の技術的な面を要する職種、

そういうふうなものもございますので必ずしも順序よく上位の者が採用されるということとはございませんで、その中でその人の適性も十分考慮して一応合議はします。原則としてはやはり上位ということで採用するというのがこれまでの方針でございますが、特例としてこういう職種についてはこういう人がよるしいのではないかとということで一応話し合いが生まれて合議して採用されたという例はございます。

○ 9番（松島重克君） 今の答弁からしますと、原則としてということと実際にということと多少違う面があるようですが、そういう場合その検討はどういう方々がなされますか。

○ 助役（新城繁正君） 長部局の場合は原則論でございますが、事例として教育委員会関係の職員が採用があったわけです。その時に教育委員会の方から、ですからお断り申し上げましたのは本来的にそうあるべきであるかどうかということについてはいろいろ問題があるかと思うんですが、一応登載者にどんな人がいるかと、こういう職種の人が欲しいんだということで一応合議がありますので、それを私共が受けましてこういうことであればこうでないかと、これを一応提示いたしまして委員会としての考え方を聞きまして、作業するのは向こうがするわけですので、そういう意味で特例というのがあるということをお願いしたわけで、長部局内部のことでしたら原則論でこれまでやっているわけです。

○ 9番（松島重克君） 原則としますと名簿に載っている上位からということですか。

○ 助役（新城繁正君） そういうことでございます。特別に職員を採用する場合に条件がつけられるような場合は出て来るかも知れませんが、原則的な立場を踏えて採用しているというのがこれまでの経過ということでございます。

○ 9番（松島重克君） 長の部門としては原則通りに上位から採用するというのが従来から行なわれているわけですか。

○ 助役（新城繁正君） そうでございます。

○ 9番（松島重克君） 応募条件についてお聞きしたいわけですが、職種によっていろいろ違って来ようかと思いますが、応募に当って現在までつけておられる条件等についてお聞かせ願いたいと思います。

○ 総務課長（崎山勝正君） 受験資格のことかと思いますが、57年度の職員採用候補者試験の要項を申し上げます。

昭和56年4月1日以前から本村に住所を有するもので引き続き居住している者。昭和56年4月1日現在本村に本籍を有し本村から通勤可能なる者。

高校卒以上または同等の学力を有する者。年齢満28歳未満の者、これは昭和57年4月1日現在というふうな4つの条件をつけています。それから受験が出来ない事項を2つあります。禁治産者または準禁治産者、それから禁固以上の刑に処せられその執行が終るまで、または

執行を受けることができなくなるまでの者というふうになっています。

○ 9番(松島重克君) 学力の問題ですが、同等以上というのは何を指していますか。

○ 総務課長(崎山勝正君) 同等以上というのは、高校は出れなかったがそれだけの能力があるだろうという、いわゆる検定等を受けている方々を指しています。

○ 9番(松島重克君) 公のそういう資格があれば認めるということなんですね。

○ 総務課長(崎山勝正君) そういうことです。

○ 9番(松島重克君) 住所要件について疑問があるわけですが、例えば採用して本村内から通勤するというような条件が仮りについたとしますと、採用されて後住居が変わったと、これは当然あり得ることですね。そういう場合の条件は何等かの条件を付しているのかどうか。

○ 総務課長(崎山勝正君) そういう制約はしておりません。ただし、面接の時などにはこちらの希望を強く申し上げて、なるべく村外に出ないように協力してくれというふうな協力を求めています。

○ 9番(松島重克君) 現在の試験要項あたりはその都度考えておられるようですが、出来れば一貫した職員採用にかかわる規則でもいいし条例でもいいし、そういうものを作る考えがないかどうか。それから57年度の採用予定はどのくらいか。

○ 総務課長(崎山勝正君) この要項は殆んど一貫したものであるわけですがこれはおっしゃるとおり規則等を制定しまして一般の人が広く分かるような規則等に制定するように努力したいと思います。

それから57年度の採用予定なんですが、只今のところ定数条例を増やす考えはございませんが、事業等による職員の増が出て来た場合には採用はあるかと思えます。

○ 10番(前田貞四郎君) 去ったおおぎみまつりの会場準備の中でも、又、後片づけの最中も車両の出入口が1か所しかないために仕事もはかどらない上に非常に危険であると、危険防止のためにもう1か所出入口を設けるべきであると作業している人達の強い意見があるわけですが、村長としては車の出入口をもう1か所設ける考えはないか。普断は感じないかも知れませんが大きな行事の場合は設けて行事が済んだらそこは鎖で締めるとかの方法も出来ると思いますが、そういうお考えはないですかお伺いします。

○ 村長(根路銘安昌君) 国道との関係にもらみ合わせまして、出入口を余計造るということになる交通上危険ではなかろうかというふうなことで現在の1か所にしてあるわけです。今の出入口は広いわけでございまして支障のないように広くしているわけです。沢山車が入る時は出る時にある程度時間もかかるわけですが、交通安全の対策上からも1か所がよかろうということで1か所にしてあるわけです。

○ 10番（前田貞四郎君） 大きな行事の場合出口と入り口を別々にした方が危険も防止されるのではないかとということで申し上げているわけです。

○ 村長（根路銘安昌君） 交通整理のために1か所がよかろうということでやっているわけですし、入る車と出る車がすれちがいしても通れるように広くしているわけです。それは国道沿いであるという関係で安全対策を十分考えなければいかんということでやっているわけです。

○ 10番（前田貞四郎君） 実際に作業している人達が今後もそういう大きな業事になれば、そういう作業している人達が是非欲しいという声なんです。今でも広いんですがそういう場合には混雑するから欲しいという声なんです。

○ 村長（根路銘安昌君） 向こうの状況から見ましてもう1か所開けるということになりますと、どうしても橋の所でなければいかんわけなんです。そこは非常に危険なんです。

ですからそこに造ったらどうかという話もあったわけなんですけど、どうしても安全ということをも十分考えなければいかんと、確かに車が沢山入ると出る場合に不自由な面があるかも知れませんが、しかし車の配置において中を車が通せるような方法をやるとどうにか大丈夫ではなかろうかと思うわけなんですけど、沢山造ると交通安全対策上問題はなかろうかということで1か所にしたような状況であります。

○ 10番（前田貞四郎君） 次に移ります。元は川辺りの近くまでアダンがあったんですが、あのアダンを海側に補強して幅を広くして残すべきであったと思いますが、敷地を拡張するために移して枯れている状態なんですね。その防潮林は土地改良区の農業に大きく影響するものですからどうしても防潮林を植林して強化すべきと思うんです。これは風致だけの問題だけでなくして喜如嘉としては農作物に大きな関係がしますので、よく部落内でもアダンが移植されて枯れてからその話が出るわけですが、是非防潮林の植林計画を実施してもらいたいと思うんですが、そういうお考えはないですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 海岸寄りの防風林の植樹だと思うんです。これにつきまして計画いたしておりますのは川沿いの所は西風の強いところでうまく育つのは福木ではなかろうかということで福木を植えようと、2メートルから3メートル程度のものを各部落にお願いして記念木を2本ぐらい植えてもらおうというように進めているわけなんです。海岸線につきましてはおっしゃるとおり確かに暴風対策の植樹を強化しなければ広場の利用などが問題になるわけです。ですからそこにアダンを増やしてもいいし、植樹を年次的にやっというと考えています。

○ 10番（前田貞四郎君） これは早急に実施してもらいたいと思うんですが何時頃から手をつけられるんですか。

○ 村長（根路銘安昌君） これは植樹の時期がございますので、適するものの時期を見計らって来年やってみようと思っています。

○ 2番（平良真光君） 去った11月28日29日の2日間にわたっておおぎみまつりが行われたわけですが、このまつりに対する村民の声というものは既に村長も耳に入っているものと思ひまして、まつりに対する村民の講評はどうであったかお伺いします。

○ 村長（根路銘安昌君） これは今年の2月にやった時に反省会の中から継続してもらいたいというふうな多くの意見があったわけです。そういうふうなことからどうしても村民の融和、本村の実態を村民が知って皆なで連帯を深めていくというのが大事であるというふうなことで第2回おおぎみまつりをやったわけでございます。

それで村民の評価として私は注文はあろうかと思うんですが、やって悪いという意見はなかろうと私は思っているわけでございます。又、それにつきまして関係者を集めまして第2回まつりの反省会を来る28日に予定されております。そういう中でご意見を聞きながらやっていきたいと思っているわけでして、評価と言いますと悪い評価ではなくしてやってもらいたいという村民の意向ではなかろうかと、その中にいろいろ注文はあろうかと思っています。

○ 2番（平良真光君） 村民はいろいろ職種も違うわけですが、時期的な見直しということとは聞いておりませんか。

○ 村長（根路銘安昌君） 本村の産物的なものがこの時期が一番いいと、実行委員会の中におきましても11月が一番良からうというふうな意見がありまして11月に開催しているわけです。

○ 2番（平良真光君） 村長といたしましては今後もこの事業を継続していきたいということですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 私共の考えといたしましてはずっと続けたいと思っています。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後4時03分）

再 開（午後4時06分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 3番（山城宗喜君） 農村総合整備モデル事業に計画されております集落排水溝施設整備で大宜味区の分でナンバー42、43、44、45、46のか所が実施計画書に設定されております。そのナンバー43、44のか所は既に施工されておりますが、その他はまだ施工されておられません、その未施工の工事施工の時期の見通しについてお伺いします。なお、同じくモデル事業に計画されております集落道の工事施工時期についても併せてお伺いいたします。

○ 村長（根路銘安昌君） これは前の議会でもその件につきまして担当課長から説明が

あったわけですが、これは計画どおりいってないわけですが。当初計画は7か年計画でやってくれということで農林水産省からもありまして7か年で終るものだとやっていたんですが、それが現在予算のつきが7か年で終るような予算がついてないわけです。それで計画より随分時期が遅れるわけですし、予算のつき具合に応じて工事もやっていかなければいかんということです。

今年におきましては環境整備の面からしまして、大きな事業は畜産の汚物処理場、その外に集落道におきまして特に消防関係に不便を来すような集落道路は早目にやろうということで進めて来たわけですが。来年も引き続きそのような所がございますので来年の計画におきまして支障を来すような所を先にしなければいかんのではないかと思っているわけですが。

ですから今、実施時期につきましては何時やるとはっきり言うことは申し上げかねるわけです。又、全般的に見まして大きなもので残っているのは2、3あるわけですが、今までやって来た改善センターや汚水処理場が今年で終わりますので、再来年あたりからはそういうものが集中的に出来るのではないかと見ているわけですが。ですから今のところ何時やるということは申し上げかねます。

○ 3番(山城宗喜君) この事業は大体何パーセントぐらいになっているか。そして何年後に事業が完了する予定ですか。

○ 建設課長(古我知 清君) 56年度の事業全部完了するものとみて56%の進行状況です。まだ、44%残っていますがこれも集道、集排に集中してくる工事があります。

○ 3番(山城宗喜君) 計画書にあります集落道、排水溝に対しては変更しようという計画はございませんか。

○ 村長(根路銘安昌君) 計画はしておりますが、特に集落道路とかに土地問題がありまして施工出来ないような所も出るのではないかと思うわけです。又、一部に密度が高いような計画がされると、そういう所はその地域におきましても局部的に排水とか、それを実際に計画書を検討してみますと一部に出て来ているわけです。

ですからそれについての変更につきまして県に対しまして一部の変更どうしても必要であるということで変更を、実施出来ないような所、更に造ってもあまり効果的でない所を効果的な所に変えていくというふうなことは、一応県と相談しなければいかんと思っているわけです。その他の所は全部計画されたものは実施しなければいかんと思っています。

○ 13番(平良嘉清君) この件については以前に当局から各末端の部落に要望事項を出すようにということでありましたが、それで県との調整作業はどのような形でなされているか。

○ 村長（根路銘安昌君） 今、見返りについての関係部落からの要求を集めましてそれを整理しているところでございます。

整理したものを県に要請します。出来るだけ今月いっぱいやる予定にしています。

○ 13番（平良嘉清君） 要望事項を出しまして実施年度につきましてはどのような形で表われるか。

○ 村長（根路銘安昌君） 要求したものは各部落ともなるべく早くということになるでしょうが、実施年度につきましては、各部落から集めましてこれから要請するわけですし、我々としては何年度ということではなくして、早くやってくれというふうな要求しまして、要求どおり県が満してくれるかどうかということは今後の問題でございます。ですから今要求をする段階でございます。

○ 13番（平良嘉清君） 作業実施の序列は県に任すということですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 県に任すということではなくして、向こうも補助事業で対応するものもあるでしょうし、自らの資金で対応しなければいかんものもあると思うんです。ですからこれを要求してどれだけ受けてくれるかということ、いわゆる県が検討するのもこれからですので、これは必ずしも県がこれこれしか出来ないからというわけで、じゃあこれでやりましょうということではなく、我々としましてはこちらからの要求を我々が納得するところまで一応満してくれなければ困るということも言っておりますし、調整の段階でこれこれはどうしてもやらなければいかんと、勿論部落からの要請の中には随分無理な要請もあろうかと思うんですが、常識的に見てこういうふうなものまではやってもらわなければいかんという線が折衝の中で出て来ると思います。

○ 13番（平良嘉清君） この調整作業というのは新規取水か所の着工前に終らなければならんと考えますが、どうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 工事と水を取るということを私共は切り離して考えているわけです。我々が要求するように県が応えてもらえなければ水は取らさないと、工事と取水は切り離して考えているわけです。

○ 13番（平良嘉清君） 取水については新規予定施設と既設とがありますが、その場合に見返りの取り扱いについてはどのように考えているか。

○ 村長（根路銘安昌君） これについては前に企業局長が議会の皆さんに説明したことがございます。その時にこれまで取っている所も考えるということを経営局長言っていたわけなんです。ですから新規のものも今までのものも要求は一緒にやるんだという考えです。

○ 5番（平良 実君） 村の海浜には良好な漁場がありますが、水産業の振興の面から人工魚礁の設置計画はないか。設置のことについて関係機関と話し合いされたことはないか。

○ 村長（根路銘安昌君） この件につきましては前に本村の漁業の構造改善をするに当って、構造改善事業ではそのような事業も適用するがということで漁業者を集めまして話し合いましたがございます。その時に業者の方としましてもこれを折角村が造ってもこれに対する漁業権というのは全体であると、本村が造ったから本村の漁業者だけが取るものでないということで村費で負担してまで造る必要なかろうということで、漁業者の方も乗り気でないわけです。そういうことで現在のところ計画ございません。ただし、これから県に対しまして県として魚礁などの計画をして造っていただきたいという要請はこれからやっていきたいと思っています。

○ 9番（松島重克君） 保養センター及び長寿村の建設につきましては他の所も誘致に動いているわけですが、本村においては現在までこれ等の実現のために折衝された経過をお聞きしたいわけです。

○ 村長（根路銘安昌君） 保養センターも長寿村につきましても本村に設置していただきたいと要請は絶えずやっているわけです。それで、保養センターでありましても長寿村でありましても県としましてまだ沖縄に造るんだということはっきりしてないわけです。これは先達っての新聞にもあったわけなんです、長寿村は一応断念して保養基地をこれから国に対して要請するという内容だったと思うんですが、そういうふうなことで今社会保険庁におきましても保養センターを等2次振計入れてくれとその担当課からの国に対する要請をしているわけですし、県としましてもこれをはっきり造るとのことまでまだいってないわけです。

○ 9番（松島重克君） 保養センターにつきましては10か年になろうとしているわけです。この間いろいろ折衝されたようではありますが、主としてどの方面に働きかけられたのかお伺いしたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） 保養センターにつきましては私共がやっていますのは生活福祉部の年金課にやっております。

○ 9番（松島重克君） 保養センターも長寿村もですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 前に要請いたしましたのは、保養センターが出来ない場合に長寿村を是非という要請をしているわけですし、生活福祉部長にやっているわけです。

○ 9番（松島重克君） 保養センターにしましても長寿村にしましてもかなりの年数が経っているわけですが、ご存知のようにこの問題につきましては毎年私が質問しているわけですが、どのぐらい折衝されましたか。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かに期間も長くなるわけですが、私共も保養センターを造るためにこの土地を当時の琉球政府が買い上げたわけで、実施してもらいたいと要請して来て

いるわけです。それで何回というよりも機会ある毎に要請いたしているわけです。

○ 9番（松島重克君） それで何回も折衝されておられるようですが、手応えはどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） それにつきましては先程申し上げましたように、長寿村につきましてははっきり造るということもしてないんだと、保養センターにつきましてはまだはっきりしてないんだということです。今までも。保養センターを造るために土地を買っているから是非県の計画に乗せて実行してもらいたいという要請でございまして、これは向こうの手応えとしましてもまだ県自体が造るということもはっきりしてないものですから、はっきりしたことが言えないわけです。先達っても担当課長にこれは是非実施してもらいたいと申し上げているわけですが、担当課におきましては保養センターを造るよう要請はするんだけど場所的なものは答えることは出来ませんということも言っているわけですし、長寿の村につきましては現在の情勢からしましておそらく県は計画からははずすのではないかと見ているわけです。それで保養センターにつきましてはこれから県としても国と折衝してやっていきたいという段階でございまして、まだ手応えというものがつかめないわけです。

○ 9番（松島重克君） おっしゃるように県の方針としましては長寿村は断念と、これはマスコミが報じているとおりであります。そうしますと元の保養センターということに戻って来るわけですが、今のお話ではどうも手応えらしきものが感じられないというのであります。しかし、外も誘致に動いているということは事実なんですね。本村は先程の話のように琉球政府に保養センターを造るということで約6万坪の土地を提供しておると、そういうことからして外と本村は競合しているわけなんですね。そういうところをどういふように感じておられるか。琉球政府から要請されて土地を提供している本村が外の誘致しようという所と有利であるのか。或いは地理的にやはり中南部の方にかかれそうだとするのであるのか。その辺の見通しはどう持っておられるかお聞きしたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かに前に本村が保養センター用地としまして土地を県に譲ったわけです。その時に土地造成をしておけば誘致も早くなるからと県の話がありまして我々も積極的にこれに協力して来たわけです。そういうことで国の条件がどういふふうに示されるか分かりませんが、土地が確保されているということは私は条件いいと思っています。これまで部長あたりに折衝しましてもその件は確かに我々も責任は感じておりますというふうなことは言っているわけですしそういうことからしますと土地の確保という条件は確かに外よりいいのではないかと見ているわけです。

○ 9番（松島重克君） 土地を提供しているということで本村が有利というふうにお考えのようではありますが、しかし、安心は出来ないと思います。地理的な条件からやはり中南部

の方が便利であるということが考えられますので、それと県の福祉部あたりと折衝しているんだが余り手応え感じられないということなのですが、これは考え方をええられて琉球政府から権利義務を引き継いだところの関係省庁に当たってみられるというお考えございませんか。

○ **村長（根路銘安昌君）** 私も前に土地もこういうふう準備されているということで厚生省に行きまして何回か通ったわけです。ところが、国の場合は県が先ずどうなるかということで県が計画しないものは各市町村からは相談に乗らないということになるわけですので、県が計画しなければ国に持っていきようがないわけです。

そういうふうなことで私共県にということでやっているわけです。

○ **9番（松島重克君）** 何故私がこういうことを言ったかと言うと、先程の話で県も土地の提供については責任を感じているということをおられるんです。そして最近の県の方針を見ますと長寿村は断念するが保養センターの誘致には努力するというのをうたっているものですから、そうなるとうちはやはり県はそういう考えを持っているということになるものですから、これはもう少し関係省庁に陳情なさる必要はありはしないかと思うわけですが、特に聞くところによりますと明日から陳情関係で上京されるとかいうお話を聞いておりますので、これは絶好の機会ではないかと思えます。これは関係省庁に当たって見込みのあるものであるのかないのか、見込みがなければ約6万坪の土地をもっと有効に使う方法を考えなければいかんと、こういうような見地に立って、折角東京まで行かれるわけですから陳情してみてもどうですか。

○ **村長（根路銘安昌君）** 上京する度に私は担当課の課長或いは部長までいったことございます。ですからこれにつきましてはどうしても県が進めて後でなければ出来ないというふうな、国がそうしてしか対応してくれないんです

確かに今度の予算折衝は各班を決めて朝から晩まで指示によつての予算折衝の状況でございますので12月23日から行なわれるところのものは単独行動が許されないということですので、その時期においては難しいと、更に12月の時期は各省庁とも大変多忙を極めていると、そうですから飛び入りに対してはなかなか対応もしてくれませんので問題ではなからうかと思っておりますが、今度行く予定はしておりません。

○ **9番（松島重克君）** 何故そういうことを申し上げるかと言いますと、もう10か年になろうとしているでしょう。どうなるか分からんということで毎年質問しているわけですよ。だから、ある程度の目処をつけるために本家本元に当たってみられたらどうかと言っているんです

県の方もこういう考えを持っておって努力しようと言っているわけですから、もう一度県に当たられてどういう考えを持っているのかということをお聞きになって、そして計画を進め

るということであればやはり関係省庁に当って見通しをつけるのが私は時期でないかと思えますよ。

そしていつも言っていますように国の土地が6万坪もありますと、ひょっとして地元の好まない施設が来る可能性もあるということなんです。見通しがなければもっと有効に使う必要があるわけですから、一応県の考え方を確かめられて本土まで行けなければ総合事務局でもいいんじゃないですか。これは是非おやりになる必要があると思いますがいかがですか。

○ 村長（根路銘安昌君） これは県とも相談しまして行かなければいかんと思うんです。これを受けるのは県でありますので国が直接造るわけではないんです。ですから受け入れる方の県とも十分話し合いしなければいかんし、その件につきましては県とも相談しながらやっていきたいと思っています。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後4時55分）

再 開（午後4時57分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

本日子定の一般質問が終了するまで会議時間を延長いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本日子定の質問が終了するまで会議時間は延長することに決しました。

休憩いたします。

休 憩（午後4時58分）

再 開（午後5時04分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 2番（平良真光君） 村道城線に見通しの非常に悪いカーブがありまして、交通安全対策の面からカーブミラー設置の必要があるという声が出ていますが、それについてどのようにお考えですか。

○ 建設課長（古我知 清君） 57年度から第3次特定交通安全施設整備事業が第3次に入ります。その中で私達が本村内を調査したか所でもまだ村道で42本のカーブミラーが必要なか所が出ております。その計画の中で本村としても42本全て57年度に県として採択してもらいたいと要望を出しているわけです。これが認可されますと一応の危険か所のカーブミラーの

解消は出来るものだと思っています。

更に緊急に設置しなければいかな所が10か所あります。緊急度の高い所は一般財源の許す範囲で設置していきたいと考えております。

○ 13番（平良嘉清君） 本村の財政力指数を見た場合は本島で一番低いというように考えております。経常収支についても39,6と高い比率であります。そこで財政運営の基本といたしまして自主財源の確保、効率的な財政運営と適正な予算の配当ということになりますが、3点についてお伺いします。

先ず1点目は、財務規則の制定については去った議会で村長は現在関連規則の整備があるからその財務規則は簡単に出来ないということでございましたが、現段階においてこの財務規則の制定についてはどのような作業が行なわれているか。

第2点は、単年度予算の期別毎の予算配当作業について、これは施行令150条に基づきまして長は定期的に予算配当を行なうということがございます現在予算配当作業を行っているかどうか。

第3点目は、実施事業の成果表、勿論これは自治法の224条に主要な事業の成果というのが義務付けられておりますが、現在主要事業と名の付くものに対しましては提出もれはないかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 財務規則の制定についてでございますが、これは前から申し上げておりますように財務規則の準則などからしまして財務規則を作っている所が運営上困っているということもありまして、私共検討させているわけだがいろいろ問題があると、規則を作ってそのとおり実施出来ない所が沢山あると聞いているわけです。そういうことで準則そのものは私の考えといたしましては標準町村を基準にした財務規則であろうと、標準市町村となると人口規模が約10万になるわけです。10万の所の職員構成と本村みたいな3,600名の職員構成というのは違ってきます。そういうことで県に対しましても人口段階別の職員の数よっての財務規則は作れんものかというふうに話してあったわけですが、最近、総務課長の話では県として人口別の最低これだけはやらなければいかならうというもので財務規則の案みたいなものを県が作成して各市町村に示すということになっているようでございます。その件につきまして県に対しましても早く準則を作ってくれと要請はしているわけです。ですから県が何時まで作るかはっきりした見通しはつきませんが、これは県の担当係長もそう言うておりますのでそう長くならん内に県としても作るのではないかと見ておりまして、その制定を見まして本村の財務規則を制定したいと思っています。

予算の配当につきましては現在やっておりません特に本村の予算そのものが補助事業が多いわけです、これは県の内示や指令と関係がありましてそれと併せてやらなければいかな

という関係もありまして現在やっておりますが、現在のところ支出負担行為をおこしましてやっているわけです。

次に成果表でございますが、未提出のところはないということでございます。

○ 13番（平良嘉清君） 予算配当の件ですが、年度内の予算の内示が来てある程度の目安はつくと思うんです。課で負担行為をおこしてやるというよりはこの事業が内示が来てある程度の方が出来ると思うんですよ。近づける努力は必要だと思うんです。その点どうお考えか。

○ 村長（根路銘安昌君） 期別の配当というのは非常に市町村では難しいんです。事業そのものは。県から指令が来なければ着工出来ないわけなんです。今でも指令前に着工するものあります。これは指令前着工の伺いをたてましてオーケーした場合にしか着工出来ないわけです。ですから指令と合わさなければいけないわけです。実際上の期別の配分は事実無理であるわけです。

更に、これは財務規則が出来なければあれなんです、前渡金制度の必要制があるわけですがそれに対しましても財務規則がそう長くならん内に県も模範案を作ると思いますので、それと併せまして財務規則を作りたいと思っておりますので、そう長らく待たせようと思っております、ですから予算関係の少々のものに対しましても執行に不便なところもありますが、その経過を見てやっていきたいと思っております。

○ 13番（平良嘉清君） 施行令150条によりましては、長は計画的に臨時若くは定期的にとあるわけです。臨時的には不可能であるのかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 県にも督促をしまして、これを早く作って出来るだけ財務規則に則ってやっていきたいと思っております。

○ 9番（松島重克君） この問題につきましては3月議会で終わったかと思っていたわけですが、先日議会から村内調査をした時点でどうも解決しておらないような感触を受けたわけです。ご存知のようにこの無断耕作につきましては村有地払い下げ調整委員会が建議いたしまして議会でも長時間にわたって質疑応答が取り交わされたわけでありまして。にもかかわらずまだ解決されておらないというところに大きな疑惑を感じるわけですが、これにつきましては村民からいろいろな声が出ているわけです。無断耕作している人と村当局なれ合いをしているのではないかと、それはそうでしょう。議会で質疑応答が繰り返されてから早や2か年、それ以前を入れますと延々10か年になろうとしている問題もいくつかあるわけです。但し、執行部のみだけではありません。議会に対しても厳しい批判の声が出ております。それはやはりこの無断耕作者の中に議員がおられるということです。勿論議会に対する批判は議会が受けて立たざるを得ないわけです。

ところで3月議会におきましてはこれ等の無断耕作をしている人達は無断耕作を認めて科料3,158円を納めたという答弁をされているわけですが、これだけでは解決しておらないわけですね。その後どのようにになっているかお尋ねしたいと思います。

○ 経済課長（仲村順三君） 問題の土地についてその後どのようにになっているかというご質問なんですが、実はその後耕作をして収益の中止命令を去った3月7日に出しまして9月30日までに作物の撤去をするよう通知を出しました。ところが作物の撤去については4者とも撤去命令に対して命令どおり撤去しておりません。その中で2名の方はその撤去命令に対して撤去を延期してもらいたいという要望が出ておまして、その要望に対してはいろいろ理由があるということで、パイン作者からの要望については12月30日まで撤去するというので、その要望に対していいでしょうということで通知をしてあります。みかん作についても撤去延長願いが出ておまして、これについても57年2月28日までに撤去するようにと更に通知を出しています。あと2件の問題の土地はパイン作でありまして、33林班のものについては耕作中止命令を出した時点で放置という形で原野になりつつある状況であります。24林班についてはパインの作付けがそのままなされているというような状況であります。

○ 9番（松島重克君） この問題は先程申し上げましたように、もう相当時間が経過しているわけなんです。議会でもいやという程質問応答がなされているわけでしょう。

本来なら無断耕作を認めて科料を納めた時点で同時に解決しなければいかに問題ですよ。半分は終わったが半分はまだだとかおかしんじゃないですか。3,158円だけ納めると後は出来るんだというような取り方をされるかも分かりませんよ。こういう取り方をされたら大変ではないかと思います。無断耕作をやっても科料だけ納めればいんだと、こういう風潮が出ると大変ですよ。こういうことが前例になりますからね。

執行部が3月議会で私に答弁されているところを見ますと、撤去が1件、収益してないのが1件、そのまま耕作を続けているのが3件ということをおっしゃっておられるわけですね。それからすると余り進展性ないんじゃないですか。そしてその時点で耕作を中止せよという文書を出したとおっしゃっておられましたね。私は中止という言葉をちょっと飲み込めなかったものですから中止ということはどういうことかと申し上げますと、村長は中止とは作物を放棄することだと解釈していると答弁なさっておりますね。であるならばこの土地の問題は解決しておらなければいけないということなんです。にもかかわらずこれが解決を見ておらないということは何処に原因があるか。いわゆる村民がうわさしているように、両者慣れ合いでないかというような懸念も出て来んです。その辺いかがお考えですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 確かにご指摘のとおり作物の撤去命令を出しても未だに撤去してないということについては命令に対する効果がないということで残念に思っているわけ

なんですが、そういう状況であるからと言って村との慣れ合いということについては一切慣れ合い的なことはないと思し上げたいと思います。

○ 9番（松島重克君） 慣れ合いでないときっぱりとおっしゃっておるからにはその答弁と同じような適切な速やかな処置があつて然るべきでないですか。言葉では慣れ合いでないということであるならば、村民からもそういううわさが出ているということは、多少は感じられてそれを打ち消すだけの公正な立場でやらなければいかんということになります、おっしゃることは立派であるがやることはなつてない。今の状況はそうではないですか。これだけの長い間村有財産、いうなれば村民の財産を当局が守っておられるわけですそれが侵害されておる。こういう状況が村民は知っておるんですよ。私がこの問題取り上げてから約2か年経つのではないですか。何故解決出来ないのか不思議でならないんですがね。これは私一人ではないと思います。この問題を知る人は全て感じているのではないかと思いますよ。これについてどういふように現在お考えですか。

○ 村長（根路銘安昌君） おっしゃるように確かに無断開墾問題につきまして前から問題があるわけでございます。今回はっきりするために処置をしたわけです。

○ 9番（松島重克君） 今回そういう処置をしたということですが、村長は3月議会におきまして中止せよという文書を出したと、私は余り抽象的だったから中止とはどういふことですかと、これに対して中止とは作物を放棄することと解釈しているということであるならばあの時点で解決しておかなければいかんのではないですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 解決のために耕作を止めるようにというような通告もやっているわけなんです。無断開墾を止めるのは無断開墾をさせないのがその解決だと思っているわけです。

○ 9番（松島重克君） やらないようにさせるということは分かるんですが、私が申し上げているのは3月議会で中止とは何ぞやと申し上げた時に、中止とは植えてある作物を放棄することだと解釈していると、じゃあそれで解決していると私は思っていたんですが、解決しておらんじゃあないですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かに耕作そのものは止めていると思うんですが作物は残ったものがあると、折角の作物であるからそれを移動するまで延期は認めましょうということであつて、実質上の耕作は止めたというふうになるわけです。

○ 9番（松島重克君） じゃあ、あの時の解釈は誤っていたということですか。あの時の考えと今の考えは変つているということですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 作物を放棄するというを私が前に申し上げておるならば幾分かそれにつきましての修正をしなければいけないと思います。いわゆる耕作を止めるとで

すから耕作を止めさせるために通知を出しているわけです。そこに残っている作物がどうしても必要なものであるということで撤去までの延期、いわゆる撤去を何時までしてくれと通知出しているわけなんです、時期的な問題があつてそのように出来ないということがございますので、延期は認めましょうということで、耕作は止めて作物の移動は延期は認めましょうということで、あくまでも耕作は止めたということになるわけです。

○ 9番（松島重克君） 私は3月議会に中止という抽象的な表現があるからわざわざお聞きしたんです。中止とはどういうことですかと、その質問に答えて村長は中止するという事は作物の権利まで放棄することだと解釈していると、はっきりとこうおっしゃっておられるんですよ。やはり議会で答弁なされたら答弁に沿って処置しないと、今頃になって考えを変えましたでは困りますね。当局は財産管理についてどの程度考えているかわかりませんが、村の財産管理ということは非常に大切なことではないでしょうか。それからすると村長が中止することは植え付けているものまで放棄するんだと解釈していると、私は解決したものだと思って6月議会もありましたが申し上げなかったわけです。今頃になって村長が考えが変わりましたでは、これはおかしいんじゃないですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 中止ということは耕作を止めるということであるわけです。実際、耕作を止めるということは作物によっては放棄しなければいかんものもあるわけです。

私が前に作物を放棄することであるということをお知らせしたら、原則的にはそうなるかも知れませんが、今回の処置といたしまして耕作を中止して作物を何時まで移動するよとということでご無断開墾者に通知を出しているわけです。そういうことでご理解いただきたいと思ひます。

○ 9番（松島重克君） そういう答弁をなさると困るんですね。中止というあいまいな文書であつたから中止とはどういうことですかとわざわざ聞いているんですよ。中止とは植えてある作物を放棄させることだと言っておられるから、じゃあ解決したと判断したんです。今頃になって中止とは中止だと、耕作を中止すると、これでは困りますよ。

前にも申し上げたわけですが、この問題は非常に不利益を被った人達もいるわけです。土地がなくて村有地を開墾して作物を植えた、しかし、村の職員に見つられて即刻作物を撤去させられたと、始末書も取られたという人達もいる。半面、片方では長期にわたって農作物を植えて収益を挙げている人達もいるでしょうが、私はこの問題を取り上げる最初に申し上げたと思うんです。問題はこういう不公平が許されていいかどうかということなんです。そしてこの問題が議会で取り上げられてから早や2か年、これは当局が慣れ合いだと言われても甘んじて受けなければいかんんじゃないかと私は思うんですよ。慣れ合いということに反発を感じられるかわかりませんがね。村民から言わせると慣れ合いだと言わざるを得ない

要素も沢山あるんです。撤去させられて始末書を取られた方の心中は如何にということですよ。片方では堂々と長期にわたって収益を挙げている。そしてこういう無断耕作をした人達の状況を見ますと殆んどがかなりの面積を持っておられるでしょう。先程の村有地払い下げ調整委員会の答申を見てもお分かりになりますように、これは3,158円を払ったら名目はどうあれ土地は行くべき所に行っているという感じですよ。だからうわった考えをしますと、3,158円を払ったら何とか土地は行くべき所に行きますよという慣れ合いもあるんじゃないかという疑いさえ出て来るわけなんです。当局のこういうあいまいな態度では村民に大きな疑惑を与えたいと思います。現に出ておるんです。村民の中からいろんなことが出ておりますよ。ひとつ私がこの中のいくつか代弁して申し上げます

こういう長期にわたって無断耕作が黙認されていることは、こういうやっている人達が有力者であるのか、或いは村と何か深いかわりを持っているから当局は黙認しているんじゃないかと、すなわち慣れ合いでないかという意見があります。これについて当局はどうお考えですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 長い間そういうふうなことをやっておりますし、確かにおっしゃるとおりの疑惑も持たれるのではないかと思うわけです。私がそれを聞きましたのは随分遅れて聞きましてその処置につきましても遅れているわけでございますが、あくまでもこれは村民全体の財産であると、私共村部局におきましては村民の財産を良好な管理をしなければいけない。そういう面から村民の財産を守っていかなければいけない立場にあるわけです。今までそういうふうな問題もあったかと思うんですが、今後はそういうことがないように特に厳しくこれから対処していかなければいかんのではないかということで、各担当の課にしましてもそれを厳しく伝えているわけございましてそういうふうな疑惑を持たれたということは我々としましても大変申し訳ないと思っているわけです。

○ 9番（松島重克君） 参考になるかどうか分かりませんが村民から出ている声をもうひとつふたつ申し上げてみましょう。

村当局はこういう無断耕作をしている方々に補助金を流しているのではないかと、これは一体どうしたことかと。こういうことですがどうお考えですか

○ 村長（根路銘安昌君） 補助金がどういうふうな性質であるのか良く分かりませんが、これは無断耕作者に対しまして補助金はいろいろあるわけですし、これが該当したのかどうか調べなければ分かりません。

○ 9番（松島重克君） 私もそういううわさがあるので単なるうわさかどうか調べてみたんです。事実ありますね。無断耕作をやっている人に対して、これは複数ですよ。経済課長はお分かりになるでしょう。

○ 経済課長（仲村順三君） 確かにその人を指すならばあります。これはパインの優良種苗の設置委託料、或いは草地造成事業に関係する人です。そういうふうな事業関係に流れています。

○ 9番（松島重克君） 村長お分かりですか。人に対して流れているということ経済課長がおっしゃっておられましたが、村長はそれについてどうお考えですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 無断耕作地を使用しないで外の所だったら補助金に該当するものは別に差し止める必要はなかろうと思っているわけです。

○ 9番（松島重克君） 今はパインに対する補助ということでしたが、大きいものが抜けているんですよ。経済課長は草地開発ということを言っておられるでしょう。あれはかなり大きな補助金ではないですか。そういうことからこういう人達に対して村は補助金を出しているといううわさが出ているわけなんですよ。当局は別だから関係ないんじゃないかとおっしゃっておられるんですが、事実補助金が流れていることは流れているでしょう。これについてそういううわさがあるから村長はどうお考えかと聞いているわけです。

○ 村長（根路銘安昌君） 無断耕作をしている方でありまして生産活動を我々が抑制することは好ましくないこととございまして、無断耕作地以外の所の土地を使用しているものならば補助事業の対象にしていいんじゃないかと、別に注文つける必要もなかろうかと思うわけです。

○ 9番（松島重克君） 無断耕作地以外でやる事業に対しては補助金流していいという答弁ですが、村有財産は誰のものですか。村民全部のものでないですか。これを侵害している人達に村民共有の村の金が流れるということに対して村民が疑惑を持つ、慣れ合いだというのは当然起るべきして起った声でないですか。どうお考えですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かにそういうふうな財産を侵害しているものはそれに対してはそれ相応のものはやらなければいけないわけですが、しかし、その外の所で生産活動するのを、これまで止めるのは私はどうかと思いますので、無断開墾に対しては反省も求めなければいけないわけですが、外まで抑制するということはどうかと思います。

○ 9番（松島重克君） じゃあ村長の考えとしてはこういう人達に補助金を流しているということは別にどうこうということなく、当り前のことをやっているという考えですね
そう受け取ってよろしいですね。

○ 村長（根路銘安昌君） 補助金流したということはその時点でその人が無断開墾者であるとなればそれ相応の注意を与えてやるべきであったかも知れませんが、事実その時点まで私のところまで無断開墾者であるということ分からない。しかし、事実流しているわけとございまして、無断開墾者だからそのような生産活動をしていかんというようなこともありま

せんし、無断開墾したから今後いろんな生産活動出来ないということになると問題がございますので、本人の反省を求めてそういうことがないように生産活動をしてもらいたいということで、無断開墾した人でも生産活動も補助事業も出来るように考えております。それに対して規制はやりたくございません。

○ 9番（松島重克君） 発想の時点が違うと思いますね。こういう村民の声が出るというのは先程申し上げましたように村民の財産を侵害した人達にも村は堂々と補助金を流しておるといことからこういう声が出ておるんですが、それは当り前のことをやっているんだということであればそれで結構でしょう。

こういう無断開墾をやっている人達がいろいろな委員に選任されておる。特にそういう方が村有地払い下げ調整委員にもなっておられたと、この問題があつて後ですよ。はたして大宜味村というところはそういうところかと、こういう方々が堂々と村政に参画されておると、ましてや問題の村有地を払い下げる仕事に直接携つておる村有地払い下げ調整委員になっているのはどういうことかと、これを慣れ合いと言わないで何を慣れ合いと言うかと、こういう声が出ておりますよ。それについてはどうお考えですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 現在の委員の中にはいないという報告を受けているんですが、前には調べてみますといたと、しかし調整委員を任命する場合それ分かって任命したわけでございまして、そういう方々が入っているということになると確かに我々のその人の行為の調査のミス、十分なる調査をしないで人選をしたというところにこういうミスが起っていると、無断耕作をしている人がそういう調整委員にはすべきではなかった。しかし、私としてはその時点では分からない。

そういうふうなことで聞いてみるとそういうこともあつたと後で知ったわけなんです、そういうことは私共といたしましても大変人選をする段階でまずいことをしたと思つていません。

○ 9番（松島重克君） 外にも沢山ありますが、そういう声が村民の間から出ておると、こういうことから慣れ合いでないかということが生れて来ているわけなんです。またこういう声を単なるデマかと思つていろいろ調べてみますとやはり裏付けがありますね。そういうことはでたらめでないですよ。こういうことを考えますと当局はしっかりしてもらわなければ困るんですよこの村民の厳しい批判はもっと紳士な気持で受け止めてもらわないと、今の宜味村でたらめだと言われても止むを得ない面もありますよ。こういうことをいろいろと申し上げましたが、結論としてはこういう問題を何時までもだらだら解決しないでやっていくというのは大変なことですよ。当局の財産管理の能力を問われますよ。管理能力あるのかないのか。これは大切な村の財産を管理する能力がなければ、これは進退考えなさいと言わ

ざるを得なくなりますよ。余りにも時間が経過しすぎです。そしてこういう声もまんざらでたらめでもないわけです。ひとつ村長以下関係職員はふんどしを締め直して1日も早くこの問題を解決して当局の姿勢を村民に分かってもらい、こういう慣れ合いだという声を打ち消すために努力しなければいかんと思いますが、それについての考えをお聞きしておきたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かに村の財産管理につきまして問題があったということは私共としても大変申し訳ないと、また、私自身がそのように無断で開墾されているということに対しまして、自分で知ったのが随分遅れていたということに対しては十分申し訳ないと思っています。やはり財産の管理をうまくするためにけじめをつけなければいかん。そのけじめをつけるために今回無断耕作者に対しましては耕作を止めてもらうということの手続きを取ったわけでございます

そういうふうなことでそのような無断で耕作したものは耕作中止してもらうということで、全てのそのような権利の放棄ということにもつながるわけなんです、そういうふうな処置で一応解決していきたいと思っています。確かに村民に対しましてはこのように適切な手続きをやらないでこういうふうにやったということ、それを我々が十分なる早急な手を打ってなかったということは大変申し訳ないと思っています。

○ 13番（平良嘉清君） 本事業の執行率は約47%ということですが、3点について一括して申し上げます。

第1点は、ほ場整備事業、これは去った6月議会の場合はほ場整備事業については58年度について目処をつけるということで、ガジナの方が時期について意向を得られませんので何処か選定しなければいかんということでしたが、ほ場整備事業についての見通し、どのような方向でこのほ場整備事業を進めるのか。

第2点は、集落道整備については約57%ということがございましたが、実施をどのような方向で進めるのか。

第3点目は、去った議会で60年を目処としておりましたが、その予定に間違いはないかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） ほ場整備はご承知のように津波のガジナを予定しているわけですが、担当課におきまして地元と事業実施に向けましていろいろ話し合いしているわけなんです、まだ地主の方が事業に全部参加するかどうかというふうなことで、地主がまだはっきりしてないということを聞いています。それでほ場整備が出来ますようにということで、更に関係者と話し合って推進するようにとすることを指示してあるわけです。

集落道路は3メートル以上となっているわけですし、最初からそういう計画でやっている

わけです。集落道の整備につきましては示された基準でございます。

完了予定ということでございますが、これは現在のところ私共といたしまして何時終るかということ本当に見通しがつかんわけでございます。本村といたしましても56年で6か年になっているわけですが、最初の計画は7か年という計画で始ったのが先程担当課長から話がありましたように現在の事業実績は半分不足ということでございます。1番最初に実施した所でも事業が終ってないということでございまして、本当に何時終るかということ予定し難いわけでございます。特にこれから国の予算がいくらつくかということで決るわけですので、計画は7か年でございますが7か年では到底終らない、我々が予想しているところではどうしても10か年以上はかかるのではないかと考えているわけです。

○ 13番（平良嘉清君） 集落道の整備についてでございますが、対応の出来た部落は優先的にやるということは良く聞かれますが、そういうことですか。

○ 建設課長（古我知 清君） 地主の承諾を取っている所と言いますと全村が地主の承諾を取っています。しかしながら執行の段階に入りますと、承諾は取られているものの事件の処理に問題があるというような土地が大分あります。

そういうことで緊急車両の進入の不能な所を優先して、併わせてそういう土地の事件処理がスムーズにいけるかどうかということも勘案したところの調査をして執行している状態であります。

○ 13番（平良嘉清君） そうような内部については存じておりませんが、例を申せば、塩屋の海神まつりに使う道路は現在地主の同意を得るために地域の役員はそのために話を進めているわけですが、同意を取ったならばそういうことで優先になるという判断であるのかどうか。

○ 建設課長（古我知 清君） ですから先に申し上げましたように、同意印鑑は既に全線取られているわけです。実際に事業執行するに当りその土地そのものが事件処理スムーズにいけるかどうかということも判断しなければいかんわけです。必ずしも印鑑もらったからそれを村に上げてくればすぐ採択されるんだというふうなことは我々言ってはおりません。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後6時19分）

再 開（午後6時22分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 9番（松島重克君） 6月議会にこの件についてお伺いしたわけですが答弁が要領を得なかったものでありますので、その後調査されたものと思つて改めてお伺いするわけですが、この不正証明が発行された経過についてお伺いしたいと思います。

○ 経済課長（仲村順三君） 1971年頃ですが、村有地を払い下げする方達が未墾地取得資金の制度がありまして農協から借り入れて土地代金を支払いするというので、各人で農協手続きをしまして、その場合に村から村有地払い下げ予定面積、或いは予定金額等を記載した証明が必要だという申し出が払い下げ者からありまして、それによって村は払い下げ者の土地購入資金の捻出のために発行をしたと、大体こういうような経過でございます。

○ 9番（松島重克君） 未墾地取得資金の融資のために証明が必要ということで発行されたわけでありますが、この証明発行について1件不正証明が出たと、その証明の内容については当局も責任が持てないというような証明が発行されているわけです。あえて不正証明と申し上げるのは何故かと申し上げますと、字句数字の誤りであればミスだということになるかと思うんですが、払い下げることの出来ない地域を払い下げる予定だと言って発行された証明だから不正証明だと言わざるを得ないわけです。ところがたまたまどういふ関係かこの証明を交付されたのが議員だったということになりますと、これもやはり疑惑を持たざるを得ないということなんですね。窓口に来てこういう証明を交付して下さいと来たと、本来ならばこういう証明は発行出来ないということになるわけですが、証明が発行されている。何故こういう証明が交付されたかと疑惑を持たざるを得ないわけです。私1人でなしに疑惑を持っている議員もかなりおりますよ。こういう地位にある人だから便宜を図ったのではなかろうかというような考えもそこに出て来るわけです。役場が証明を出す場合はかなり慎重に裏付けを取ってやると、公印を押して発行するからにはそれなりの責任を持つことの出来ない証明は出さないでしょう。それがなされていると、経済課長古い話のようで発行の年数を言っておられたわけですが、これは古くて新しい問題だと6月議会で申し上げたわけですが、何故こういう証明が発行されたか疑惑を持つのが普通であると思うんですがね。その点についてははっきり分からないので調査しましょうというご答弁であったと記憶しているんですが、何故こういう証明が発行されているのかお聞かせ願いたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かにこれは前からの指摘の点でございます。

不正な証明を発行したということは、不正というのは払い下げ地域でない所を入れているということでございます。特に証明の必要性、これは農協でもどうしてそのような証明が必要であったかと聞いているわけですが、その時におきまして農協としましても土地購入資金を確保するために、あくまでも予定でいいから証明が必要だったというふうなことでございまして、更にそれではこの証明のとおりやらなければいかんのかということとそうでもない、或いは予定証明したところで、3,000坪と仮に証明しておりますと決定の段階では2,000坪でもいいと、事実に基づいて金は貸すべきであるというふうな農協の言い分です。ですからこれはひとつの参考資料としての、いわゆる土地購入資金を確保するための参考としての書類

であるというふうなことでございまして、最終的にこれでもって実質的に証明されるものではないというふうな農協の言い分でございます。でありますので、これは随分前に経過しておりまして、これも正さなければいかんと考えているわけですが、証明出したもの資金の借り入れと直接的な関係ない、間接的な関係があるというふうな農協の言い分でございますので、それじゃあ実際に払い下げたのが事実でありますので、資金を農協が確保するためのひとつの参考資料的なものであるならば、あえて過去にさかのぼってどうするというのもなかろうということで考えているわけなんです。事実その証明を出した段階で職員がその払い下げ地でない所を記入したものを証明したということは確かに大きなミスでございます。そういうことがないようにそれから十分注意しているわけなんです。それにつきまして確かに前からも申し上げているわけなんです。そういうことないようにしなければいかんと思っているわけ。払い下げ地域でないということを本人に通知することにおいてこれが正せると思っているわけ。

○ 9番(松島重克君) ミスだということなんです。前にも申し上げましたように、ミスというのは字句数字が誤った場合にミスというのが普通の考え方であるわけです。これはミスではないんです。これは考えてみれば作為的に作られた公文書偽造であるというような疑いが強いんですよ。払い下げを予定しているというのは設定された土地を指しているんでしょう。払い下げ設定されておらない所を何故払い下げる予定ですと言ってこの中に入れたのか。そもそもこういうところから疑問が出て来るんですよ。農協に出すために参考までにやったんだと、農協が証明を出しなさいということは必要だから出したんでしょう。必要でなければ取らなかつたはず。それに応じて発行した村もこれはひとつの公文書でしょう。村長の公印が押されているからには、これは参考だからテエゲグワァーというものではないかんですよ。発行するからにはその内容に責任を持たなければいかん。これは役所として当り前すぎる程のことでないですか。だから、こういうことが何故起つたかとお尋ねしたら、はっきり分からないということだから答弁が非常にちぐはぐになってしまって要領を得ない、じゃあ次だということになって今やっているわけです。どういう手順を経てこういう証明が発行されたのか。

○ 経済課長(仲村順三君) 去つた6月議会でもお詫申し上げましたが、どういうところから発生したかということになりますとこれは係の方でその作業をします。その係から上つて来た文書を、これも私も十分払い下げ地域外も含めて証明が発行されているということ。十分チェックもせずに決裁をしたところに大きなミス。反省しているわけですが、その発生の手順としましては、一応係が証明書を作りまして決裁を受けるわけなんです。十分なチェックもせずに地域外まで含めた面積、金額などが書かれているということ

の内容を十分チェックしなくてそういうふうなことになったと、大変申し訳なく反省しお詫したいと思っています。

○ 9番（松島重克君） 6月議会でそういうことを調べてみましょうというものでしたからお伺いしているわけなのですが、今の答弁では係がそういうもんでと言われるんですが、持って来られた方がそういう方だから信用されてしたというようなところもあったんじゃないかと思うんですがね。普通なら発行するに際してはやはりある程度裏付けをするんじゃないですか。それをやらなかったというのは理解し難いんですが。ところでこのいきさつがそういうようなことで話をされているがはっきり分かりませんが、ただこういうことを答弁の中でおっしゃっておられるでしょう。担当課長は、これは決裁を受けたと。決裁を受けて発行したとおっしゃっておられるものですから、なおさら疑問が出て来るんです。これについて村長どうお考えですか。決裁を受けて発行したということなんですかね。

○ 村長（根路銘安昌君） 勿論、証明発行をする重要なものにつきましては村長の決裁が必要であるわけでございます。今おっしゃるのは多くの証明発行の中からご指摘のものはいわゆる払い下げ地域以外の所まで含めた証明について、実は私共監督者として申し訳ないわけですが書類を調べてみますと村長の決裁を受けないで証明を交付されているというふうなことでありまして、私としましてもこれに対しては十分注意をいたしているわけでございます。

○ 9番（松島重克君） 今の村長の答弁は村長決裁がなされておらないということでありまして。であるならば村長が知らない間に発行されているということになりますが、経済課長、あなたは決裁を受けて発行されていると、あなたが決裁を受けるのは助役か村長でしょう。村長は決裁していないということですが、あなたは決裁を受けて発行したと議会で答弁されているんですが、食い違っておりますがこの辺どうですか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後6時50分）

再 開（午後7時02分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 経済課長（仲村順三君） 確かにこの証明の発行に当っては先程も申し上げましたように係の方が手続きを取って連名式で決裁を受けるような組織になっておりまして、助役止まりのもの、村長まで決裁があったもの、各部落毎に決裁を受けておるので、そういうことで今問題になっているものについては村長の決裁まではいってなくて、助役の決裁止まりとなっています。6月議会で申し上げのもその手続きの方法はこうだという説明でありまして、村長の決裁まで受けて発行したということについては、この問題の土地のものについては村

長決裁を受けられてないと改めてお詫したいと思います。

○ 9番(松島重克君) 決裁については助役止まりのものも村長の決裁を受けているものもあるということですが、助役止まりの決裁はどういう効力を持つんですか。

○ 経済課長(仲村順三君) 助役止まりの決裁の効力についてなんですけど、私もはっきりどのくらい効力があるかについて分かりませんが、その時点でどうして助役止まりになっているか良く記憶しておりません。或いは村長が出張であったのかも記憶しておりませんが、何かの手違いがあってそういうふうになっているのではないかと思います。

○ 9番(松島重克君) その辺ははっきり分からないというご答弁では困るのではないですか。助役止まりの決裁と村長までの決裁とでは、これはもうはっきりしたものがなければいかんのではないですか。村長までいくべきものが助役止まりの決裁で終わってしまったものと、村長が不在で助役が村長の代行したという場合とは大きな違いが出て来るんですよ。今の答弁ではそれは不鮮明でどうなっているか分からんでしょう。村長の代行で助役が決裁したならばそういうようなしりが残っていかないかと思いますが、どうですか。

○ 総務課長(崎山勝正君) 決裁事務のことにつきましてのこともありますので私の方からお答えしておきたいと思いますが、確かに役場仕事というものは長の意思を決定するために段階を踏んで決裁を受けていくわけですが、本来ならば文書規程等を整備して、それに基づく決裁事務が当然なんですけど、本村では残念ながらその規程がまだ整備されてなく、現在におきましては代決規程を作っております。例えば長が出張中、或いは病気等で欠けた時は助役にその権限を委任します。その時には代理決裁ということで事務は執るわけですが、当時はそのようなことがされてないように見受けられています。

○ 9番(松島重克君) 今の答弁はおかしいですよ。こういう地方公共団体でその当時と言えども助役が決裁権限と村長の決裁権限とは自ら明確に分らなければいかんことですよ。当時はそれがあやふやだったでは通らんですよ。いやしくも地方公共団体と名があるからには助役が決裁効力はここまで、村長の決裁はこうだとこんなものははっきりしておったと思いますよ。こんなものをはっきりしないで地方公共団体の運営はならんと思いますよ。

だからその時点で助役止まりであったのはどういうことかと、村長代行で助役が決裁したのか、或いは村長までいくべきものを助役で止めてしまっているのか。この辺はどうですか。

○ 経済課長(仲村順三君) 確かにこの証明発行に当たってはその当時の事務の取り扱いからすれば当然村長まで決裁受けべきものであったと思いますが、助役止まりになっているのがどういういきさつでそういうようになっているのか良く憶えてないんで、当然この書類は村長までいくべきものだと考えております。

○ 9番(松島重克君) 私もそう思いますね。助役止まりであるからには村長が不在とか

何等かの理由において助役が代行するというしるしがあるならば村長に代わって助役が決裁をして差し支えないと、そういうしるしがあれば当然村長までいくのが、正規な手続きまでいってないということなんですね。こういうようなことではいけないと思いますよ。

私がかつて証明発行に際して課長は目を通しているかという質問をした時に、課長は発行については決裁を受けておるということをおっしゃっておられるので当然目を通しておられるわけですね。そうすると担当職員のミスだけではなく、あなた自身もミスがあると言わざるを得ないんじゃないですか

○ 経済課長（仲村順三君） 何の書類でも決裁を受けるについては当然目を通して判を押すということになります。

○ 9番（松島重克君） だから疑惑が生れて来るんです。担当職員が当然目を通してははずですし、交付をお願いに来た人から話も聞いているのではないかと思います。そして担当課長であるあなたが目を通した。2人が目を通しておりながらこういう不正証明が出たというところに疑問が出るんです。だから交付をお願いしに来た方の話を丸飲みして証明を発行したということにしかならんでしょう。あなた方の今までの答弁からしますと。そうすると単なるミスでなしにこれは公文書偽造だという疑いが出て来るんですよ。これは単なるミスと言い切れない面が出るんじゃないですか。2人も目を通しておられる。助役も決裁されるからには目を通したはずですよ。3名が目を通してもそういう点に気がつかなかったのか、或いは黙認したのか、その辺疑惑が出るんです。これはおかしいんですよ。これはあやふやにしておくべき問題でないと思いますよ。はっきり解明して今後こういうことが絶対あってはならないと捨て石にしなければいかんと思いますよ。先程までの答弁ですと6月議会で答弁と余り前に進んでないようですよ。だからあなた方の姿勢を疑わざるを得ないということですよ。こういう不正証明が出ておりながら、あなた方反省して本当にこういうことでした、こういうことでしたから今後こういうことをしてはいけない、こういう点をこれから反省いたしましょうというような答弁が出るかと思ったらそうじゃあないでしょう。分らんと、まだ分からないという格好でしょう。余りにもこういう問題が多すぎます。これはもうあなた方の姿勢にあるのではないかと私はそう見ているわけです。

ひとつ村長に申し上げたいと思います。こういう問題が出たと、やはり汚点を残したということになるんですよ。こういう姿勢はしっかりと改めてもらわなければいかんと思います。そのためにはやはり職員がその気持ちになってもらわなければいかんと思いますよ。はっきり申し上げてその当時の係の職員もおられるわけですから、もっと積極的にこの問題解明する気持ちがあるならばもっとはっきり出来たと思います。へたすると臭いものにはふたというようにも受け取られますよ。まずいものはまずいと批判を受けて、それから立派な方向に

するという紳士な姿勢を持ってもらわなくては困ると思います。

私もこういうことをやいやい言うのは余り得な役回りではありませんよ実際申し上げて。先程の村有地の問題からやいやい言うのは得な役回りでないということははっきり分っているんです。しかし、議員として言うのが私は努めでないかと思って私はやっているんですがね。これはどういように受けているか分かりませんがね。こういうことが再びないようにもう一度寄って起った原因は何かということを知明されて、そういう上から職員のそういう気持、手続きを守ると、正確を期すということも洗い直していただきたいと思いますが、最後に村長の考え方をお尋ねして終りたいと思います。

○ **村長（根路銘安昌君）** 正しくない事務を行なったということは大変私共監督者といたしましても申し訳ないと思っているわけでございます。特にこの点だけではなくして、私は決裁というものに対しては十分内容を検討して判を押すべきであると、そういうふうなことを絶えず各課長にも言っているわけでして、いわゆる各課の決裁そのものは職員は全部村長の補佐役ですので、法律に照らしましても、或いは常識的に考えましてもこの書類の内容は間違いありませんというのが、これは係から課長、助役、村長までの決裁を受けるものは村長の行なうところの行政行為を間違いなく行なわせしめるのが係から助役までの決裁だと私はみているわけです。それにつきましては十分注意をいたしておるのでございますが、このようなミスが起りまして大変申し訳ございません。それでその行為につきましても十分注意を喚起いたしているわけですが、今後ともそういうことがないように、いわゆるこれのみならず事務全般にわたりましてこのようなミスがないように十分事務内容を検討して、事務起案、決裁をするように注意を今後とも強く職員にしていきたいと思っています。

○ **13番（平良嘉清君）** 塩屋舟揚げ場の土砂埋没の除去作業については前の質疑で分かっておりますが、この除去作業について実施があるわけなんです。これは区長の証言によりますというと、年に12回程実施していると、この中には村が1回、業者の金城組が7回、そして砂採取業者が4回ということでございますが、その実績に応じての予算措置はどうか。

もずく産業については57年の行政指導と赤土汚染の村の対応についてであります。これは生産調整とか流通問題が提示されているわけですが、これは行政指導において村はどのように対応するか。去年は赤土汚染については考えるということでしたが、赤土汚染についての対応はどのような格好でなされるか。

塩屋漁港の県との調整経過についてでございますが、55年については1,200万円という委託金がございます。県との調整はある程度見通しがついたということでございますが、以上3点についてお伺いします。

○ **経済課長（仲村順三君）** 土砂の除去について、業者が12回、村が1回ということなん

ですが、業者の12回というのは報告受けておりません。これは保全事業をしている請負業者にお願いをして、重機がそこにあるので援助してくれということでも3回だったと思いますが除去させていますが、その業者というのはそのことを指しているのか、或いは水産業者を指しているのかははっきりしませんが、そういうふうな報告受けておりませんので予算措置はしておりません。

○ 村長（根路銘安昌君） もづく業についてですが、これは沖縄県漁協自体でも年間の生産計画作らなければと、各漁協でもそれが作られるのが当たり前でありますし、ですからそういう計画に基づきまして各漁業者は生産しなければいけません。現在の流通経路というのはやはり組合を通じての流通経路でございますので、組合員もその計画に基づいてやるべきであると思うわけです。赤土対策についてでございますが、これは北部全体的にモデル定住圏の事業の中に県が北部全体を赤土調査をやるという計画になっております。その調査をしてその後県としましてもそれに対応する対策をしようということになっているわけです。

更に塩屋漁港との関係でございますが、県といたしましては第7次漁港改良計画の中に塩屋漁港の計画も入っているわけですが、問題は、先般その問題で私共東京に行ったわけですが、今度の行政改革と併わせて第7次漁港改良計画が一体どう出て来るかという問題があるわけですし、第7次は昭和57年度から始まると思うんです。県といたしましては塩屋漁港やりたいと県としての第7次計画の中に入っているわけです。

○ 13番（平良嘉清君） 業者が12回と言っているのは、7回は金城組が指示はないが自分達でやったと、砂採取業者の4回については村がいずれやるからということで、それについては村が後で予算措置をするからと言っていますが、それについては業者と話し合いを持つ考えはないか。

○ 経済課長（仲村順三君） 村が予算措置をするからということのようですが金城組については援助してくれということをお願いしてありまして、宮城産業がやったことについては報告受けておりませんで、後程どういう話し合いでさせたのか実情を聞きまして話し合いを進めていきたいと思っています。

○ 13番（平良嘉清君） 先達っての暴風はかつてない塩害を被りまして、技術的な処理方法において間違った処理方法が行なわれているわけです。多様化する農作物に対する関係機関との連携による技術指導を早急にやる必要はないかどうか。

防風林の樹木を選定して村による苗ほの設置についてですが、今は盛んにユシ木が栽培されていますが、そういうような設置については検討の必要はないか。2点についてお伺いします。

○ 村長（根路銘安昌君） 農作物の技術指導でございますが、確かに必要な作目もあるわ

けです。これに対しましてはいちいち暴風後農家を回ってやるわけにはいきません。それで生産部会等を通じまして暴風に遭ったものは早急にやらなければいかんものを指導していくとか、勿論、これにつきましては技術関係者であります普及所と十分なる連絡を取って指導をお願いしなければいかんと思っているわけです。

更に防風林樹木の問題ですが、そのような苗木関係は民間の人がやってもらうのが理想であると、そういうことで考えておりますのは林業構造改善事業あたりで、苗畑の開発をしてやるべきだと、樹種につきましては場所や面積等に適応する樹種があると思われまので、更に検討しなければいかんと思うわけですが、これも専門家に聞いてやらなければいかんと思うわけですが、これは営利的な林業経営の中で考えていきたいと思ひまして、村としてやるということは考えておりません。

○ 議長（玉城一昌君） 以上をもって一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後 7 時 33 分）

再 開（午後 7 時 40 分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

この際会期の延長を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、会期の延長を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第 2 会期の延長について議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を12月23日まで1日間延長いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は12月23日まで1日間延長することに決しました。

休憩いたします。

休 憩（午後 7 時 41 分）

再 開（午後 7 時 42 分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会（午後7時43分）

第7回大宜味村議会定例会会議録

(第8号) 昭和56年12月23日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和56年12月23日 午前10時00分)

延 会 (昭和56年12月23日 午後4時18分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 玉城一昌君	8番議員 崎山喜弘君
2番議員 平良真光君	9番議員 松島重克君
3番議員 山城宗喜君	10番議員 前田貞四郎君
4番議員 山川保清君	11番議員 前田福正君
5番議員 平良実君	13番議員 平良嘉清君
6番議員 福地善雄君	14番議員 親川富二君
7番議員 山川正行君	

3. 欠席議員 (1名)

12番議員 東 武郎君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 山城 保雄 君 書 記 前田 孝君

6. 議事日程（第8号）

日程第1 陳情第9号 母子、寡婦福祉施策の充実と推進に関する要請書

日程第2 陳情第10号 事務委託料の引上げについて

日程第3 陳情第11号 違法建築物の撤去命令の撤回と現敷地の借地許可、並びに大宜味村やきもの村構想と関係条例の早期制定に関する陳情書

7. 会議に付した事件

日程第1 陳情第9号。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時56分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

13番入場。

休憩いたします。

休 憩（午前10時56分）

再 開（午前11時42分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

5番退場。

休憩いたします。

休 憩（午前11時42分）

再 開（午後1時27分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第1 陳情第9号を議題といたします。

おはかりいたします。

本陳情については質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑は省略されました。

これより陳情第9号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって討論を終結いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第9号 母子、寡婦福祉施策の充実と推進に関する要請書について採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本陳情は採択されました。

休憩いたします。

休 憩（午後1時28分）

再 開（午後2時54分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

5番入場。

休憩いたします。

休 憩（午後2時54分）

再 開（午後4時17分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

陳情第11号を日程に追加いたしたいと思えます

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第11号は日程に追加されました。

おはかりいたします。

この際会期の延長を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、会期の延長を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第4 会期の延長について議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は本日までと議決されていますが議事の都合により会期を1月9日まで17

日間延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は1月9日まで17日間延長することに決しました。

おはかりいたします。

議事の都合により12月24日から1月5日まで13日間休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、12月24日から1月5日まで13日間休会することに決しました。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後4時18分)

第7回大宜味村議会定例会会議録

(第9号) 昭和57年1月6日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和57年1月6日 午前10時00分)

延 会 (昭和57年1月6日 午後3時36分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 山城 保雄 君 書 記 前田 孝君

6. 議事日程（第9号）

日程第1 陳情第10号 事務委託料の引上げについて

日程第2 陳情第11号 違法建築物の撤去命令の撤回と現敷地の借地許可、並びに大宜味村やきもの村構想と関係条例の早期制定に関する陳情書

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 陳情第10号と日程第2 陳情第11号を一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後1時26分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
8番退場。
休憩いたします。

休 憩（午後1時26分）

再 開（午後3時35分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
おはかりいたします。
議事の都合により、明日7日は休会いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。
よって、明日7日は休会することに決しました。
おはかりいたします。
本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。
よって、本日はこれをもって延会いたします。
ご苦労さんでした。

延 会（午後3時36分）

第7回大宜味村議会定例会会議録

(第10号) 昭和57年1月8日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和57年1月8日 午前10時00分)

延 会 (昭和57年1月8日 午後5時28分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 山城 保雄 君 書 記 前田 孝君

6. 議事日程（第10号）

日程第1 陳情第10号 事務委託料の引上げについて

日程第2 陳情第11号 違法建築物の撤去命令の撤回と現敷地の借地許可、並びに大宜味村やきもの村構想と関係条例の早期制定に関する陳情書

日程第3 陳情第1号 固定資産税（畜舎）の適正賦課願について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 陳情第10号から日程第3 陳情第1号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時15分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

12月23日喜納賢二君外1名から陳情書について差し替えしたい旨の申し出があります。
この際、陳情書差し替えの件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情書差し替えの件を日程に追加し、議題とすることに決しました。
陳情書差し替えの件を議題といたします。

おはかりいたします。

只今議題となっています陳情書差し替えを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情書差し替えについてはこれを承認することに決しました。

休憩いたします。

休 憩（午前10時16分）

再 開（午前11時58分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

2番退場。

休憩いたします。

休 憩（午前11時58分）

再 開（午後4時58分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

5時半まで会議時間を延長いたしたいと思います
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

- 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。
よって、会議時間は5時半まで延長することに決しました。
休憩いたします。

休 憩 (午後4時59分)

再 開 (午後5時27分)

- 議長(玉城一昌君) 再開いたします。
おはかりいたします。
本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

- 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。
よって、本日はこれをもって延会いたします。
ご苦労さんでした。

延 会 (午後5時28分)

第7回大宜味村議会定例会会議録

(第11号) 昭和57年1月9日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和57年1月9日 午前10時00分)

閉 会 (昭和57年1月9日 午後8時10分)

2. 出席議員 (12名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (2名)

2番議員 平 良 真 光 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
----------------	----------------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 山城 保雄 君 書 記 前田 孝君

6. 議事日程（第11号）

日程第1 陳情第10号 事務委託料の引上げについて

日程第2 陳情第11号 違法建築物の撤去命令の撤回と現敷地の借地許可、並びに大宜味村やきもの村構想と関係条例の早期制定に関する陳情書

日程第3 陳情第1号 固定資産税（畜舎）の適正賦課願いについて

日程第4 決議案第4号 区長の事務委託料に関する要請決議

日程第5 決議案第5号 建築物の撤去命令等に関する要請決議

日程第6 決議案第6号 固定資産税に関する陳情についての要請決議

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 陳情第10号から日程第3 陳情第1号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時02分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

12月19日大宜味村区長会長から提出された陳情について訂正したい旨の申し出があります。
この際、陳情訂正の件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情の訂正の件について日程に追加し、議題とすることに決しました。
陳情訂正の件を議題といたします。

おはかりいたします。

只今議題となっております陳情の訂正について、申し出のとおり承認することにご異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情の訂正についてはこれを承認することに決しました。
暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時03分）

再 開（午後2時25分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

只今、全員発議により決議案第4号が提出されています。
この際これを日程に追加いたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本決議案は日程に追加されました。

日程第4 決議案第4号を議題といたします。

おはかりいたします。

本決議案は全員発議でありますので、質疑討論は省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより決議案第4号 区長の事務委託料に関する要請決議について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時27分）

再 開（午後4時58分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

本日の日程全部議了するまで会議時間を延長いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、会議時間は延長されました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後4時59分）

再 開（午後6時58分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

只今、全員発議により決議案第5号が提出されています。

この際これを日程に追加いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

- 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、本決議案は日程に追加されました。

日程第5 決議案第5号を議題といたします。

おはかりいたします。

本決議案は全員発議でありますので、質疑討論は省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

- 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより決議案第5号 建築物の撤去命令等に関する要請決議について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後6時59分)

再 開 (午後8時06分)

- 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

只今、全員発議により決議案第6号が提出されています。

この際これを日程に追加いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

- 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、本決議案は日程に追加されました。

日程第6 決議案第6号を議題といたします。

おはかりいたします。

本決議案は全員発議でありますので、質疑討論は省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

- 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより決議案第6号 固定資産税に関する陳情についての要請決議について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後8時07分)

再 開 (午後8時08分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

会議規則第43条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字等の整理については議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、議決の結果生じた字句数字等の整理については議長に委任することに決しました。

おはかりいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、これをもって昭和56年第7回大宜味村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会 (午後8時10分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員（4番） 山 川 保 清

署名議員（5番） 平 良 実